

令和6年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進

専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における
学校評価ガイドライン」の改正等に関する提言

令和7年3月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

この提言は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「評価機構」という。）が受託した文部科学省受託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進、社会的評価の一層の向上のための共通的基盤整備の推進事業「専修学校の学校評価の充実等に向けた専修学校における学校評価ガイドラインの改正等に関する提言」の作成において、「評価ガイドライン検討部会」における検討結果を踏まえ事業実施委員会の審議結果を取りまとめ当該事業の事業報告として公表するものである。

【事業実施委員会】50音順(※) 評価ガイドライン検討部会の委員を兼ねる。

市原康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長 愛知調理専門学校校長
植上一希	福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授
梅川明寛	学校法人菅原学園専務理事 専門学校デジタルアーツ仙台
大村陽之介	学校法人大村文化学園理事長 大村美容ファッション専門学校
岡部雅人	公認会計士
川口昭彦	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授・ 一般社団法人専門職高等教育質保証機構代表理事
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長(※)
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授(※)
福本卓也	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長(※)
三木哲也	一般社団法人日本技術者教育認定機構フェロー
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問
渡辺隆一	全国中小企業団体中央会 労働政策部長

【評価ガイドライン検討部会】

岡村慎一	一般社団法人全国専門学校教育研究会 専門学校 YIC 学院理事
原田大五郎	全国専修学校各種学校総連合会事務局長
福田 潤	東京都専修学校各種学校協会高等専修学校振興委員会委員長 日本芸術高等学園校長代理
八木信幸	JAMOTE 認証サービス (株) 代表取締役社長
薮本沙織	(株) 三菱総合研究所 人材・キャリア事業本部主任研究員

目 次

1	専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方	1
2	はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価	3
第1部 専門学校（専門課程）の学校評価		5
1	学校評価の目的・定義	5
(1)	専門学校における学校評価の目的	
(2)	学校評価に関する関連法令の規定	
(3)	学校評価の形態	
(4)	学校評価の定義	
(5)	学校評価により期待される取組と効果	
2	自己点検評価の実施	9
(1)	自己点検評価の基本的な考え方	
(2)	自己点検評価の項目・指標の設定	
(3)	自己点検評価の周期（評価期間）と範囲	
(4)	自己点検評価の実施体制	
(5)	重点項目の設定	
(6)	学校評価のスケジュールの作成	
(7)	外部アンケート等の活用	
(8)	継続的な情報・資料の収集・整理	
(9)	自己点検評価結果のまとめ	
(10)	評価結果と改善方策に基づく取組	
(11)	学校関係者評価の実施	
3	学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援	16
(1)	学校評価結果の公表	
(2)	学校評価結果等の設置者（学校法人等）への報告と支援	
4	第三者評価の実施	17
(1)	専門学校における第三者評価	
(2)	第三者評価の目的	
(3)	第三者評価の機能・役割	
(4)	学校関係者評価と第三者評価の相違点	
(5)	第三者評価の必要な項目等の要件	
(6)	評価結果と改善方策に基づく継続的な取組	
5	機関別評価と分野別評価	22

第2部 高等専修学校の学校評価	23
1 学校評価の目的と定義	23
(1) 高等専修学校における学校評価の目的	
(2) 学校評価に関する関連法令の規定	
(3) 学校評価の形態	
(4) 学校評価の定義	
(5) 学校評価により期待される取組みと効果	
2 自己点検評価の実施	28
(1) 自己点検評価の基本定な考え方	
(2) 自己点検評価の項目・指標の設定	
(3) 自己点検評価の周期（評価期間）	
(4) 自己点検評価の実施体制	
(5) 重点項目の設定	
(6) 学校評価のスケジュールの作成	
(7) 外部アンケート調査の等の活用	
(8) 継続的な情報・資料の収集・整理	
(9) 自己点検評価結果のまとめ	
(10) 評価結果と改善方策に基づく取組	
3 学校関係者評価の実施	34
(1) 学校関係者評価の機能・役割	
(2) 学校関係者評価の進め方	
(3) 学校関係者評価委員会等	
(4) 学校関係者評価委員会の委員の選任	
(5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み	
4 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援	36
(1) 学校評価の公表	
(2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校への支援・改善	
(3) 高等専修学校における第三者評価	
第3部 附属資料	41
【附属資料1】 専修学校の評価項目・指標等の例	
【附属資料2】 学校評価等に係る学校教育法等関係法令	
【参考資料】 専修学校におけるガイドラインの構成比較表・評価項目・指標等の例 令和3年度受託事業「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義・要件等に関する提言	

1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「現ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成25年3月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成25年度66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和5年度には93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

一方、現ガイドラインについては、令和6年1月24日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という。)のまとめ「実践的な職業教育機関として専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」において、「評価の充実や外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。」とされている。

また、現ガイドラインは、策定から11年経過しており、その後の職業実践専門課程の認定制度、修学支援新制度の発足といった新たな制度への対応が求められている。

さらに、令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価(以下「外部の識見を有する者の評価」という。)を受け、その結果を公表するように努める」こととされ、令和8年4月1日施行に向けた具体的な対応について示すことが必要になってきている。

対応の検討にあたっては、大学等では、機関による認証評価制度が導入されているが、費用や業務量の面で大学等の負担となっていると言われており、評価疲れといった指摘もある中で、中央教育審議会でも当該制度を見直す必要性が示されている。また、専修学校においては、学校法人制度や各養成指定施設等の規則等において評価・監査的活動が設定されている場合もある。

評価に係る業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、費用対効果も意識し、評価項目の重点化等を行い、学校評価を実施するにあたっての評価項目等については、基本的に踏まえなければならない事項を示すものとする。

■改正ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。現ガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が必要であると指摘している。

また、現ガイドラインにある「情報提供等への取組みに関するガイドライン」については学校評価との関連性はあるものの、独立したガイドラインを有することから改正ガイドラインから除くことが適切である。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考える。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価項目例、関連法令など）

なお、一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、実施方法においてそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組むことについて改正ガイドラインの冒頭文書に記述する必要がある。

■全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

■自己点検評価、第三者評価の評価項目等

改正学校教育法の公布文書では、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

よって、自己点検評価の項目等は、今回の改正により大学と同等の項目で行うこととされていたため、現ガイドラインを踏まえつつ、協力者会議のまとめで言及している学修成果の適切な把握・可視化の観点を加える。

なお、第三者評価においては、自己点検評価の項目等及び結果を踏まえて行われるものとする。

2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を楽しむよう、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証への取組が重要となっている。

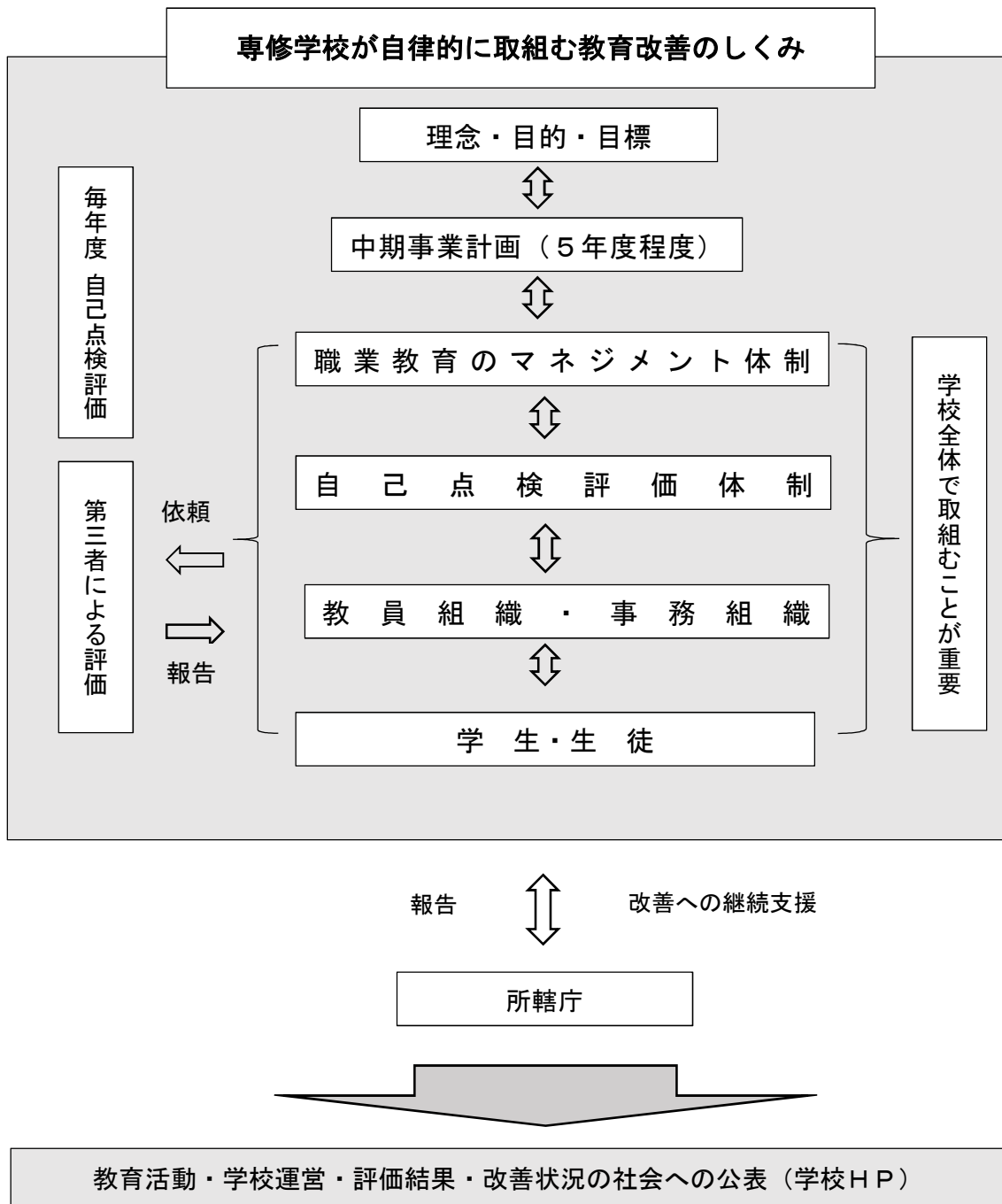
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界、団体、また、地域等の協力を得て「教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現する。」という視点が重要である。

また、学校評価の実施において、積極的に専修学校団体・職能団体等や企業・関係施設等からの参画を得ることも必要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



第1部 専門学校の学校評価

1 学校評価の目的・定義

(1) 専門学校における学校評価の目的

○各学校で取組む自律的な教育活動等の質保証の手段として必要性を踏まえ、専門学校の学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより専門学校の学生が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

【学校評価の目的】

①各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校において、自己点検評価及び関係業界、関係団体など学校関係者等による評価の実施と結果公表を行うこと。

③また、外部の識見を有する者による第三者評価の実施と結果公表により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専門学校との連携協力による特色ある専門学校づくりを進めること。

(2) 学校評価に関する関連法令の規定

○専門学校の学校評価は、学校教育法等において次のように規定されている。

■学校教育法（抄）

第一百三十二条の二 専門課程を置く専門学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（自己点検評価）

2 専門課程を置く専門学校は、前項に規定する状況について、当該専門学校の職員以外の者で専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。（第三者評価）

○「文部科学大臣の定めるところ」の内容については学校教育法施行規則に次のように規定されている。

■学校教育法施行規則（抄）

※【参考】大学に適用している規定：学校教育法施行規則を仮置き

第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を行うとともにその結果を公表するように努めること。

（3）学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえて、専門学校における学校評価の実施方法を以下の2つの形態に整理する。

- ①自己点検評価
- ②第三者評価

（4）学校評価の定義

①【自己点検評価】

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。また、教職員による自己点検評価に基づき実施する父母等々による学校関係者評価は、教育活動、学校運営等の改善を図る上で意義あるものとして、有機的・一体的に位置付けるものである。

②【第三者評価】

自己点検評価及び学校関係者評価の実施状況を踏まえ、原則として学校とは独立した第三者組織（独立した評価機関を含む以下同）が定める評価基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価。

(5) 学校評価により期待される取組と効果

【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び組織運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である。

【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を組織し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。
- 4 上記自己点検評価及び学校関係者評価に加えて、第三者評価機関による評価を一定期間ごとに受審し、評価結果を公表する。

【継続的な改善の取組】

○自己点検評価（学校関係者評価含む）、第三者評価は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取組むことこそが期待されている。

また、学校評価の取組を通じて、学校として組織的に重点的に取組むべきことを適切に把握し、その伸長・改善に取組むことが期待されている。

【社会との連携強化】

○実践的な職業教育を行う専門学校においては、学校関係者評価を通して、設置課程に関連する企業、団体等との連携のもと、学校の現状と課題を把握し、共通理解や信頼関係を深め、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互の連携・協働を促し、教育内容・方法等を改善・充実に取組むことが期待されている。

○また、父母等・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。

【第三者評価の取組】

○自己点検評価（学校関係者評価を含む）の取組みに加え、第三者評価の取組みを通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。教育目的、目標に沿った教育活動、学修成果の達成、社会への人材輩出について適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、学校運営及び教育活動等に関する改善に取り組む過程で、それぞれの担当科目、担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、また、組織全体での課題を共有して問題解決にあたることで教職員の資質向上につながることを期待されている。

また、学校評価に係る活動において、アンケート調査等各種調査結果の手法、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

○さらに、各学校において、自己点検評価結果を踏まえ、教職員の資質向上のための研修の充実に向け、研修計画の策定、関連企業、団体等の連携による研修の実施に取り組むことも期待されている。

○特に経済社会が急激に変化する中で、「より先端で、高度なスキル」を付与する教育環境を整備するため、教職員と関係業界等と交流、その時代において新たに必要な技能等の修得の機会をつくるため、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員の企業等の現場における研修の実施など研修を充実させる必要がある。

2 自己点検評価の実施

(1) 自己点検評価の基本的な考え方

○自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、実践的な職業教育に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、具体的かつ明確な学校の重点目標、自己点検評価の評価項目・指標等を設定し、自己点検評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

(2) 自己点検評価の項目及び指標の設定

○自己点検評価を行う上では、評価項目及び評価項目をより具体化するために評価の指標を設定することが必要となる。具体的にどのような評価項目及び指標（以下「項目等」という。）を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専門学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）にそれぞれ適合していることを確認できる項目等を設定することが基本である。

○また、項目等には、就職率、資格免許取得率など目標の設定と達成度を示す実践的な職業教育を行う専門学校としての学修成果となる具体的な指標として必要な項目等を加えることが重要である。

○本ガイドラインでは、「専門学校の評価項目・指標等の例」について、附属資料1として掲載している。

○これらの項目等はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取組むことを求めるものではない。学校の教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校で設定した重点目標等に照らして適宜、選択し、あるいは、それぞれの特色や課題に応じて項目等を追加するなど、必要な評価項目、評価の指標を設定することが重要である。

(3) 自己点検評価の周期（評価期間）と範囲

○自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することは適当である。

また、中間的な評価の実施や、自己点検評価結果に基づいて学校関係者評価を実施することにより、視点を変えた改善すべき事項の発見など学校評価の精度を上げることも求められている。改善に関する取組の適切さや教育目標や各種具体的計画、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含むことも必要である。

○これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

(4) 自己点検評価の実施体制

○自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有しながら組織的に取り組むことが重要である。

また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。学校内の評価組織については、学校規模に応じて既存組織（各種委員会、会議体など）を併用するなど各学校での工夫が必要となる。

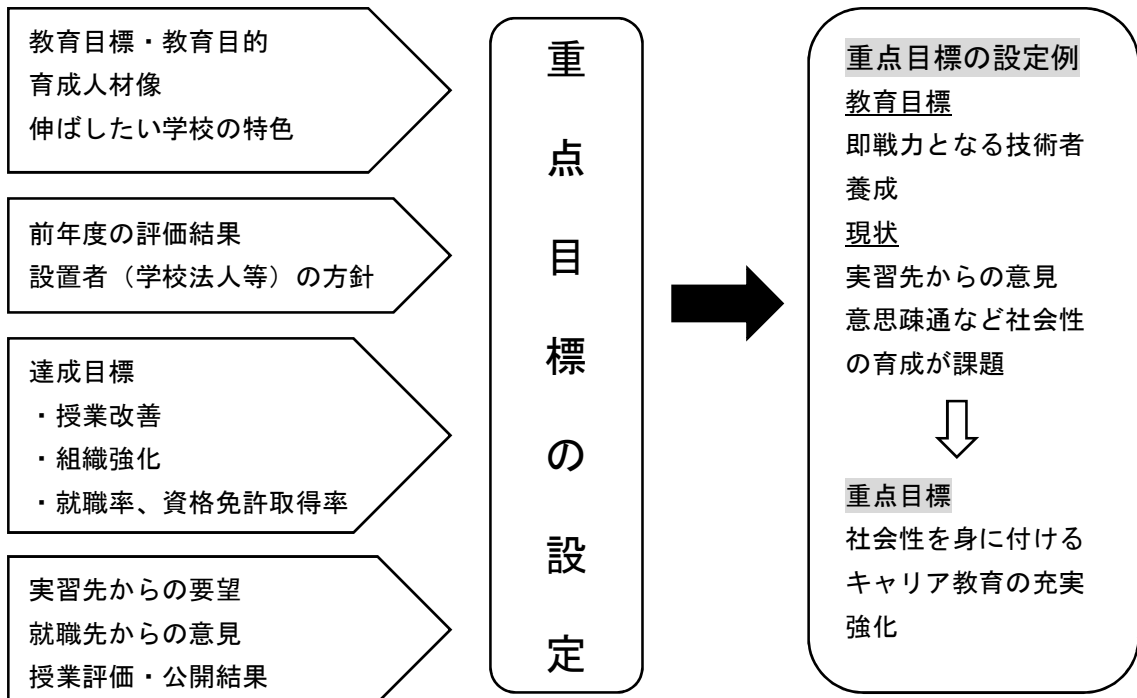
(5) 重点項目の設定

○自己点検評価は、学校運営、教育活動等学校全体を対象とする評価を実施することが基本であるが、重点目標を設定し、評価を行うことは、各学校の目的・目標が明確になるとともに、効率的な改善活動につながる。

○重点目標は設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能なもので、自己点検評価に基づいて行う学校関係者評価の評価者や父母等が理解できるような内容であることに留意する必要がある。

○具体的にどのような重点目標を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校の教育目的・目標や教職員の共通目標、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期事業計画等を実現するため、学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題について考慮して設定する。

重点目標の設定のイメージ



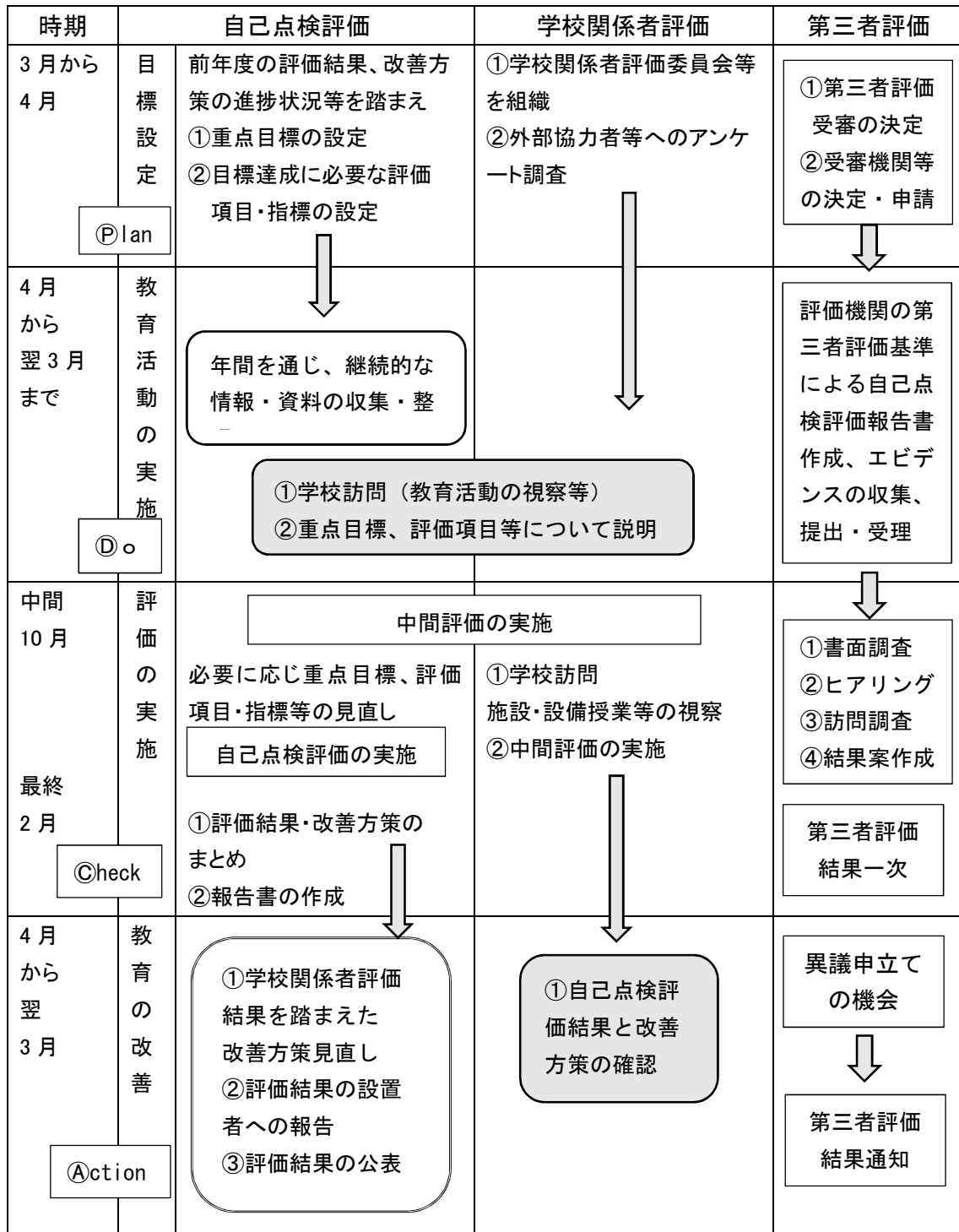
○具体的には前年度の自己点検評価等の結果及びそれを踏まえた改善方策や学生、父母等、地域住民に対するアンケート、学校関係者評価の評価者の意見、実習先の指導者の意見など学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な単年度などの短期的（場合によっては中期的）な目標について具体的かつ明確に定める。

(6) 学校評価のスケジュールの作成

○自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込む必要がある。

下記にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。評価結果を学内の計画策定に活用するための適切な時期を選んで実施することが考えられる。

学校評価の進め方のイメージ



結果の公表（学校ホームページ・書面）

(7) 外部アンケート等の活用

① 外部アンケート（学生・卒業生・関係業界等対象）の活用

○専門学校における自己点検評価を行う上では、学生・卒業生、関係業界、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することは重要である。

○学生、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDCAサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で取組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の扱い等に配慮する。

○専門学校の学校評価のPDCAサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

■ 卒業生等調査結果の教育活動への活用

- ・卒業後のキャリア形成への効果把握（卒業時の学修成果と就職後キャリア）
- ・卒業生等の評価を踏まえた教育課程の編成・教育方法の改善など
- ・関係業界、団体との連携による卒業後の継続教育支援

■ 卒業生等調査結果の教員の資質向上、教職員のマネジメント等への活用

- ・先端的な知識・技術、技能を指導できる指導力養成のための研修などの取組
- ・実務に卓越した教員の確保、教育実施組織のマネジメント改善の取組

② 学生、教員相互による授業評価の活用

○授業評価は、学修者が「何を学び、身に付けることができたのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育の実現のために不可欠なものである。

学生による授業評価は、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を年に1回から複数回実施しており、その結果を科目ごとに授業内容・方法の改善に活用する学校が多くみられている。学校評価において、これらの結果を教育の成果として積極的に活用することが期待される。

また、学生による授業評価アンケートのみでは必ずしも十分とは言えないことから、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し、学生の学習成果を向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果との関連づけることも重要である。

③ 卒業生に対する調査の活用

○柔軟な制度的特性を活かしつつ、企業等との密接な連携の下で、職業と関連した実践的な知識・技術、技能の修得を重視した専門学校の教育成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に多く就職する卒業生のキャリア形成における評価等は学修成果の把握として重要な要素である。

○特に、卒業後の多くが在学中の学修と関係する業界、団体に就職する専門学校については、卒業生のキャリア形成の効果把握等を通じ、学校から職業生活への移行後も見据えた教育指導等に係る調査結果を活用し、学修成果を適切に把握して社会に向け可視化を図ることは、各学校の教育活動成果のアピールにつながる。

○各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）の結果は、教育課程編成、教育方法への反映・改善に活用することができる。また、教員の資質向上に向けた研修、業界、団体との人事交流等の取組、就職支援等へ積極的に活用することが期待される。

(8) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己点検評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底することが重要である。

○各学校は、PDCAサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己点検評価の結果など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表することが必要である。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、団体、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。

○また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、団体、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己点検評価に活用することも考えられる。

(9) 自己点検評価結果のまとめ

○自己点検評価の結果は、内部及び外部への公表などに備えて報告書にとりまとめる。その際、自己点検評価結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組みの適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各学校は、学生、教職員の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する必要がある。情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分することは重要である。

(10) 評価結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。

○各学校は、自己点検評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。

さらに、自己点検評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、自己点検評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や改善の取組みに反映させることが期待されている。

(11) 学校関係者評価の実施

○専門学校の学校関係者評価は、従来、法令上、努力義務とされていたが、令和6年6月14日公布における学校教育法改正（施行は、令和8年4月1日）により、法令上の適用はされなくなった。

○しかしながら、職業実践専門課程の認定要件及び高等教育の学修支援新制度の機関要件となっており、各学校の自主的、自律的な質保証のしくみの中で自己点検評価と一体的に行うこととして位置づけ、引き続き実施を行うことは、意義のあることである。

3 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

(1) 学校評価結果の公表

○専門学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校のホームページや出版物への掲載、父母等を対象とした説明会において報告するなどの方法により、広く社会に向けて公表、周知することが必要である

○学校評価の結果を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策を関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。

○このことから、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する必要がある。

(2) 評価結果等の設置者（学校法人等）への報告と支援

○各専門学校の学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。設置者には、学校評価結果を踏まえ、円滑な学校運営が図られるよう中期事業計画等への位置づけなど、設置校に対して適切な支援を行うことが求められている。

○設置者（学校法人等）は、各専門学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各学校の自己点検評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。

○設置者（学校法人等）は、各学校の評価結果の報告書に示された学校の特色や課題に向けた取組状況、また、学校訪問や校長からの意見聴取等により、各専門学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえた具体的な支援を行い、学校の改善への取組みを促進させる役割を十分に果たすことが必要である。

○設置者（学校法人等）は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、学生、父母等、地域住民、学校関係者評価委員会等からの意見聴取を行うことも考えられる。

○また、学校の努力のみでは、父母等以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。設置者（学校法人等）において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会の組織や、評価者の候補者リストを作成するなどの工夫が望まれる。

○また、設置者（学校法人等）は、報告書に示された評価結果について、自らのこれまでの設置管理の取組に対する評価と受け止め、中期事業計画の策定や経営計画の改善を目指すことも重要である。

4 第三者評価の実施

(1) 専門学校における第三者評価

○専門学校における第三者評価への取組みについては、これまで、法令での規定はなく、制度的な整備がなされていない中でも、関係業界、専門学校団体・関係団体等との連携・協力により、専門学校を対象とした第三者評価を行う民間機関を活用するなどして、各学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられていた。

○令和6年1月24日、専門学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「実践的な職業教育機関としての専門学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」のまとめでは、外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて、質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましいとされた。

○しかしながら、専門の評価機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではない。このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられるとされた。

○このような状況を踏まえ、学校教育法が改正（令和6年6月14日公布）され、専修学校のうち、専門課程を置くいわゆる専門学校には、大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。同改正学校教育法は、令和8年4月1日に施行される。

○実践的な職業教育を目的とする専門学校の特性を踏まえ、専修学校関係団体等との連携により、外部の専門家等による第三者評価を受けることは専門学校自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニ

ズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組みを促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られることが期待される。

(2) 第三者評価の目的

○第三者評価の目的は、第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、第三者組織が選任する評価者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表することを通じて、質を保証することにある。

○また、第三者評価結果において改善事項、是正事項を示すことにより、当該専門学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進することも期待されている。

○さらに、第三者評価結果を第三者評価組織及び当該専門学校からそれぞれ公表することを通して、専門学校における実践的な職業教育の学修成果における特長を提示し、学校が社会に対して説明責任を果たすことへの支援ともなる。

(3) 第三者評価の機能・役割

○専門学校の課題等を正確に把握するためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学校運営等について幅広く全体をとらえた評価を行うことが必要である。第三者評価は、自己点検評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から客観的な評価を行うことが役割となっている。

○第三者評価を専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、第三者評価結果において示された改善事項、是正事項に取り組むことは、学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

また、評価結果の公表を通じて、社会の理解と支持を得ること、さらに、職業教育のステークホルダーとの協同関係の向上に資することも期待されている。

(4) 学校関係者評価と第三者評価の相違点

○学校関係者評価も外部の評価者が行う評価であるが、自己点検評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することが基本であり、あくまでも、自己点検評価を補完する機能としての役割を担うものである。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による高等教育に関する質保証関

係用語集では、評価者及び評価項目が学校により選定されるものは、「外部評価」とされている。

○一方、第三者評価は、第三者組織が選定した評価者及び評価項目等によって行われるもので、学校関係者評価と第三者評価は、客観性、公平性、透明性の観点から区別されるものである。

(5) 第三者評価として必要な項目等の要件

○今回の学校教育法改正の趣旨は、教育の質の保証を図るための措置であり、専門課程を置く専門学校に「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について」自己点検評価を行うことを義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化を定めるものである。

○大学等では、施行規則等において、自己点検評価を行うためには、「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について」の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに適当な体制を行うものと規定されている。

○また、大学等の認証評価の基準、項目は、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に規定がある。

○大学等の認証評価制度のように法律上の規定が根拠の第三者評価ではないが努力義務化の規定に基づく専門学校の第三者評価の実施に当たっても、第三者評価で確認する基準、項目、評価実施体制について、第三者評価結果の信頼性に係る評価精度の質を保証する一定の要件を定める必要がある。

○このことから、大学等の認証評価に関する基準規定を参考に専門課程における第三者評価の要件等として必要な要件を次のように示す。

なお、次に示す要件は、教育内容に関する取組と支える組織基盤について重点的に評価を行うことを前提とした基本的な基準であり、評価項目、基準等について、各評価機関等において第三者評価の趣旨を踏まえた精度の高い評価を実現するための創意工夫が望まれる。

【専門学校における第三者評価に必要な要件】

事 項	内 容
評価基準として必要な項目等	自己点検評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を基本とする。
	学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専門学校設置基準（昭和五十一年）文部省令第

	<p>二号) に、それぞれ適合していることが確認できる項目を定めていること。</p> <p>評価の対象となる専門学校における特色ある教育活動の進展に資する観点からの項目を定めていること。</p> <p>「教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」について評価を行うことにしていること。</p> <p>所轄庁及び関係機関において、認可、届出に関する是正又は改善に関する所轄庁及び関係機関の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。</p> <p>上記を踏まえ具体的には次の項目を定めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念・教育目的及び目標に関すること。 ・教育理念、教育目的、目標の実現に向けた具体的な内容を位置付けた中期事業計画の策定と財務基盤の確保に関すること。 ・学校運営において職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）の体制に関すること。 ・教育上の基本となる組織（教育実施組織等）に関すること。 ・教育課程、教育の実施に関すること。 ・施設及び設備に関すること。 ・成績評価、卒業の認定に関する方針に関すること。 ・入学者の受入れに関する方針、学生募集、収容定員の管理に関すること。 ・学生支援（就学、資格取得、進路等）に関すること。 ・学修の成果に関すること。（進路全般に関することを含む。） ・教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。 ・実践的な職業教育に向けた関係企業・団体等との連携による教育の実施に関すること。 <p>上記に掲げるもののほか、教育活動等に関すること。</p>
項目、基準の策定・公表	<p>専修学校における学校評価ガイドラインに準拠していること</p> <p>評価項目、基準は公表されていること。</p> <p>評価項目、基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行っていること。</p> <p>評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</p>
評価期間	<p>評価期間は5年とする。</p>
評価方法	<p>評価方法について、当該専門学校の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。</p>

	評価方法に、専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング訪問調査の実施など学校運営、学修成果、教育活動等の実態に即した評価方法により評価が実施されていること。
	評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。
評価組織(機関)	評価組織は、実施する第三者評価の目的等、基本的な方針を明確にし、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること。
	評価組織は、第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で、法人運営等について第三者評価組織(機関)のホームページ等で公表していること。
実施体制	第三者評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な複数の評価者により構成された評価部会等の評価実施体制が整備されていること。
評価者	当該専門学校の教員及びそれ以外の者であって、専門学校の教育活動等に関し識見を有するものを評価者としていること。
	対象専門学校が設置する課程に係る分野に関する関連業界、団体等の関係者、又は、実務の経験を有するものを評価者としていること。
	評価者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
評価結果	第三者評価結果を対象の学校に通知するとともに、第三者評価組織(機関)、対象学校のホームページ等で公表すること。
	第三者評価の対象とした自己点検評価報告書について上記と同様に公表すること。

(6) 評価結果と改善課題方策に基づく継続的な取組

○第三者評価結果の適不適、改善課題への指摘への対応は、評価機関ごとに対応が定められ、ヒアリング、改善報告、公表等が受審に際してルール化され、評価機関(組織)と学校の継続したやり取りは、継続的な改善・向上を支援する評価、透明性の高い評価が実現することになる。

○第三者評価は、外部の意見を踏まえた改善のしくみとして、質保証の観点から不可欠な取組として大学等には文部科学大臣が認証した認証評価機関の評価を定期的に受けることが義務付けられている。認証評価は、結果についての改善、是正措置など評価期間を通じた認証評価機関によるフォローアップが実施され、継続した改善への支援も行っている。

5 機関別評価と分野別評価

○評価の単位には学校を単位とする機関別評価と学問分野、職能単位の評価を行う分野別評価がある。大学等における認証評価では、機関別評価の認証評価を7年ごと、専門職大学等及び専門職大学院においては専門分野（設置課程ごと）の分野別認証評価を5年ごとに受審することが義務付けられている。

○分野別評価は、専攻分野等の目標に照らした教育プログラムが目標とする学修成果を達成しているかについて重点的に評価を行うものである。

○実践的な職業教育を行う専門学校の第三者評価においては、職業分野、職種分野ごとの教育目標達成に向けた教育活動等に関する状況を確認する第三者評価は、重要な評価で、養成指定施設として位置付けられている学校団体等では、既に具体的な取組みがなされている。

○柔道整復師養成プログラムの分野別評価を行う「柔道整復教育評価機構」では養成施設における教育活動評価について、学校の負担等を考慮して、学校全体を評価する機関別評価と統合して行う評価方法を工夫して実施をしている。

○分野別評価の実施には関連企業、業界団体等の協力が不可欠で、職業実践専門課程では、教育課程編成、実習など教育方法、学校関係者評価における企業等の連携が要件化されており、第三者評価の実施においても同様の連携体制の確保が必要となる。

○分野別評価と機関別評価は、機能と役割を踏まえた検討がさらに必要で、専門職大学、専門職大学院における実施状況も参考にしながら、専門学校におけるそれぞれの評価の実施方法について、評価機関における評価実績も踏まえ、効率性、合理性などの観点で検討を継続することが必要である。

第2部 高等専修学校の学校評価

1 学校評価の目的・定義

(1) 高等専修学校における学校評価の目的

○高等専修学校は、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する専修学校で、柔軟な制度特性を活かした特色ある教育を展開している。

その教育内容は、実践的な職業教育をはじめ、特定分野でのスペシャリストを養成するもの、また、社会での自立に向けた個に応じた教育を行うもの（以下「実践的な職業教育等」という。）など、後期中等教育段階における生徒の多様な学びを提供する場となっている。

○上記の特徴を有する高等専修学校において、生徒がより良い教育活動等を受容できるよう各学校において自主的に教育活動等の成果を点検・検証し、必要な改善を継続的に行って、教育活動、学校運営の発展を目指し、教育水準の向上と質の保証を図ることは、重要である。

○また、父母等々の学校関係者に対して、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことによる相互の連携協力の促進は、生徒の育成にとって不可欠な要素として、大いに期待されている。

○さらに、各学校において、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者（学校法人等）と協働して学校運営の改善を図ることが求められており、そのためには、評価結果等は、設置者（学校法人等）に対して、報告等を行うとともに、広く社会に対して公表することが必要である。

○高等専修学校における教育は、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育、多様な個性のある生徒の自立を支える教育、演劇、音楽、ダンス、デザインなど、才能や高い技術力を身につけ夢の実現に向けた教育など多様な特性を有している。学校評価を行う上では、こうした特性を十分踏まえて実施することが必要である。

○以上のような高等専修学校の特性、学校評価の必要性を踏まえ、高等専修学校の学校評価は、以下の2つを目的として実施するものであり、これにより高等専修学校の生徒が質の高い実践的な職業教育等を受容できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

【学校評価の目的】

①各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校において、自己点検評価結果について、父母等、関係業界・団体等、地域住民など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、父母等、関係業界、地域住民等から理解と参画を得て、学校・父母等・地域の連携協力による特色ある学校づくりを進めること

(2) 学校評価に関する関連法令の規定

○高等専修学校の学校評価は、学校教育法等に次のように規定されている。

■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する父母等及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の父母等その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するも

のとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校に、それぞれ準用する。

[学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等]

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②生徒の父母等その他の当該高等専修学校の教育活動等の関係者（当該高等専修学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- ③自己点検評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者（学校法人等）に報告すること。

(3) 学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえて、高等専修学校における学校評価の実施方法を以下の 3 つの形態に整理する。

- ①自己点検評価
- ②学校関係者評価
- ③第三者評価

(4) 学校評価の定義

①【自己点検評価】

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価項目、基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。

②【学校関係者評価】

生徒・卒業生、関係業界・団体、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、父母等・地域住民等の学校関係者から学校自らが選任した委員により構成された評価委員会等が、自己点検評価の結果について評価することを基本として行う評価。

教職員による自己点検評価と父母等学校関係者による学校関係者評価は、教育活動、学校運営等の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるものである。

③【第三者評価】

学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価。高等専修学校については、第三者評価に関する法令上の規定はないが、学校評価全体の透明性、客観性、専門性の確保・充実に資する観点から推奨するもので、学校において必要であると判断した場合に取り組むものである。

(5) 学校評価により期待される取組と効果

【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である

【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を設置し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。

【継続的な改善の取組】

○自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価は、専修学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取り組むことこそが期待されている。

また、学校評価の取組みを通じて、学校として組織的に重点的に取り組むべきことを適切に把握し、その伸長・改善に取り組むことも期待されている。

【社会との連携強化】

○高等専修学校においては、学校関係者評価を通して、父母等・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。

○各学校の目的に応じて多様な生徒を受け入れている高等専修学校においては、職業教育に関連する業界団体等との連携も必要である。

○また、生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行っている学校においては、継続している小中学校、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。

【第三者評価の取組】

○自己点検評価、学校関係者評価の取組みに加え、第三者評価に取り組むことは、学校が自らの状況をより客観的に見ることができるようになるとともに、学校全般にわたって、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる効果がある。

○さらに、学校運営が適切になされているかどうか確認することができる。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることが期待される。

【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、学校運営及び教育活動等に関する改善に取り組む過程で、それぞれの担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、また、組織全体での課題を共有して問題解決にあたることで教職員の資質向上につながることを期待されている。

○また、学校評価に係る活動において、アンケート調査等各種調査結果の手法、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

○さらに、各学校においては、専門学校の自律的、継続的な質保証・向上を図る

ため、職業教育のマネジメントの改善を図る観点から、教職員の直接的な質的向上のための取組みについて、自己点検評価を行い、評価結果等を踏まえ、研修の充実に向け、研修計画の策定、関連企業、団体等の連携による研修の実施に取り組むことも期待されている。

○特に経済社会が急激に変化する中で、「より先端で、高度なスキル」を提供出来る教育環境をつくるため、教職員と関係業界等と交流や、その時代において新たに必要な技能等の修得が図れる機会をつくるため、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員の企業等の現場における研修の実施など研修を充実させる必要がある。

2 自己点検評価の実施

(1) 自己点検評価の基本的な考え方

○自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該高等専修学校の教育活動及び学校運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、実践的な職業教育等に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、具体的かつ明確な学校の重点目標、自己点検評価の評価項目・指標等を設定し、自己点検評価の実実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

(2) 自己点検評価の項目・指標の設定

○具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、教育活動、学校運営等について、学校教育法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）にそれぞれ適合していることを確認できる項目を設定することが基本である。

○評価項目には、実践的な職業教育等を行う高等専修学校として、それぞれの設置している課程に応じて、キャリア教育（進路指導）や就職率など具体的な指標など評価の視点として必要な項目を加えることも考えられる。

○自己点検評価を行う上では、評価項目には具体的に評価の対象となる内容、視点、指標の設定が必要となる。

○本ガイドラインでは、「高等専修学校の評価項目・指標等の例」について、附属資料2として掲載している。

○これらの視点はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取組むことを求めるものではない。各学校では、その設定した重点目標等に照らして適宜、選択し、あるいは、それぞれの特色や課題に応じて追加するなど、必要な評価項目・指標等を設定することが重要である。

(3) 自己点検評価の周期（評価期間）

○自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することが適当である。また、中間的な評価を実施したり、自己点検評価結果について学校関係者評価を実施することにより、重点目標、評価項目・指標等をより適切なものに見直すことができる。教育目標、中期事業計画や各種具体的計画の適否に加え、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含まれることとする。

○これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

(4) 自己点検評価の実施体制

○自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有し組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。学校内の評価組織については、学校規模に応じて既存組織（各種委員会、会議体など）を併用するなど各学校での工夫が必要となる。

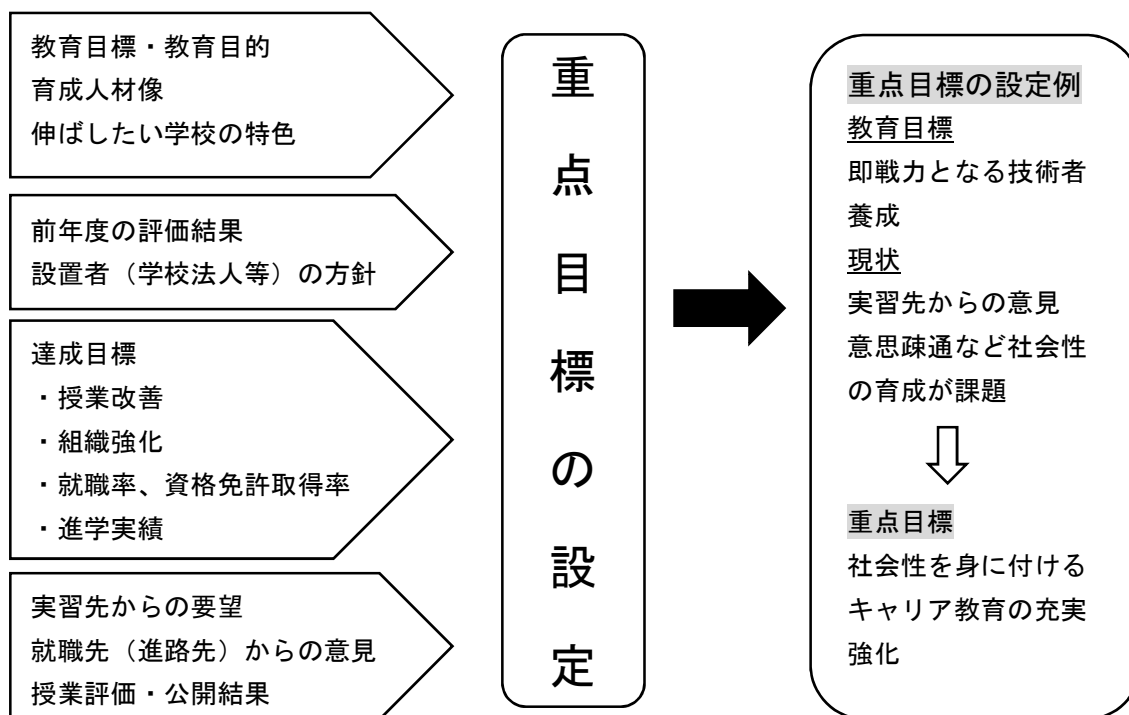
(5) 重点目標の設定

○自己点検評価は、学校運営、教育活動等学校全体を対象とする評価を実施することが基本であるが、重点目標を設定し、評価を行うことは、各学校の目的・目標が明確になるとともに、効率的な改善活動につながる。

○重点目標は設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能なもので、学校関係者評価の評価者や父母等が理解できるような具体的な内容であることに留意する必要がある。

○具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校の教育目的・目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期事業計画を敷衍（ふえん）して学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題について考慮して設定する。

重点目標の設定のイメージ

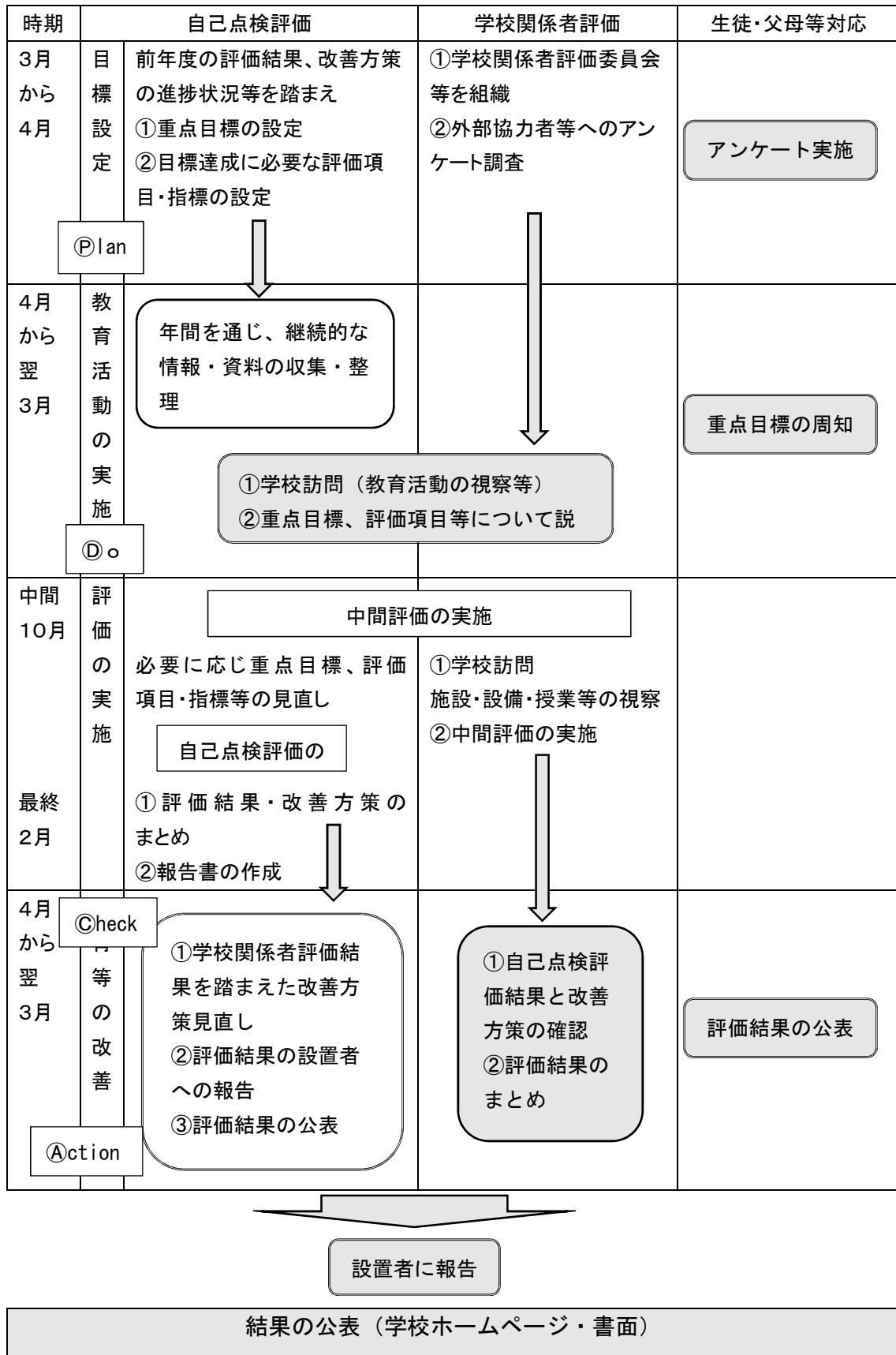


○具体的には前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策や生徒、父母等、地域住民に対するアンケート、学校関係者評価の評価者の意見、実習先の指導者の意見など把握した学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な単年度などの短期的（場合によっては中期的）な目標について具体的かつ明確に定める。

(6) 学校評価のスケジュールの作成

○自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要である。そのため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。下記にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。

学校評価の進め方のイメージ



(7) 外部アンケート等の活用

① 外部アンケート（生徒・卒業生・父母等対象）の活用

○専修学校における自己点検評価を行う上では、生徒・卒業生、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握することは重要である。

○生徒・卒業生、就職等進路先、父母等・地域住民等から寄せられた具体的な意見・要望についての把握は、アンケート等の結果を積極的に活用する。

○生徒、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のP D C Aサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で取組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の扱い等に配慮する。

○高等専修学校の学校評価のP D C Aサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

■ 卒業生等調査結果の教育活動への活用

- ・卒業後のキャリア形成への効果把握（学修成果と進路先でのキャリア）
- ・卒業生等の評価を踏まえた教育課程の編成・教育方法の改善など
- ・就職先等関係業界との連携による卒業後の継続教育支援

■ 卒業生等調査結果の教員の資質向上、教職員のマネジメント等への活用

- ・先端的な知識・技術・技能を指導できる指導力養成のための研修などの取組
- ・実務に卓越した教員の確保、教育実施組織のマネジメント改善の取組

② 生徒、教員相互による授業評価の活用

○生徒による授業評価については、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を実施し、その結果を科目ごとで授業内容・方法の改善に活用する学校もある。学校評価において、これらの結果を積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果との関連づけることも重要である。

③ 卒業生に対する調査の活用

○卒業生に対する、授業、課外活動等に関する満足度調査、卒業後の活動(就職、進学等)への貢献度などの調査を実施し調査結果を活用することは、授業改善、キャリア教育の検証、学修成果の把握などの面で重要である。

(8) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己点検評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底することが重要である。

○各学校は、P D C Aサイクルにおける様々な取組(授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己点検評価の結果など、様々な取組が考えられる)について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。

○また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己点検評価に活用することも考えられる。

(9) 自己点検評価結果のまとめ

○各高等専修学校は、自己点検評価の結果を報告書にとりまとめる。その際、自己点検評価結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組みの適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各高等専修学校は、生徒、教職員の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

(10) 評価の結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという「評価のため

の評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。

○各学校は、自己点検評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。

さらに、自己点検評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、自己点検評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や改善の取組みに反映させる取組が重要となる。

3 学校関係者評価の実施

(1) 学校関係者評価の機能・役割

○学校関係者評価は、学校教育法上の努力義務とされ、自己点検評価の結果を踏まえ当該高等専修学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、自己点検評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己点検評価結果の客観性・透明性を高めることにある。

○また、学校・父母等・地域・育成目的に関連する団体等が当該高等専修学校の教育活動等に共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、そのための、手段としての活用を図ることが重要であり、期待されている。

○学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。

(2) 学校関係者評価の進め方

○学校関係者評価は、「学校関係者」に対し、特に関わりのある重点目標、計画や自己点検評価結果、改善への取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、生徒、教職員やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う方法で進めるものとする。

○学校関係者評価は、評価者が評価を行うが、評価を実施する上で必要な事務等は、評価者ではなく、学校が行うことが適当である。また、評価者への就任を依

頼る際には、学校訪問や評価のとりまとめの作成、生徒に関する個人情報の保護、守秘義務など、具体的な業務の負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得る必要がある。

○学校関係者評価が適切に行われるよう、高等専修学校の評価に携わる評価者が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会の提供・充実に努める必要がある。

○学校関係者評価に関する事務等は学校が行うことから、学校規模に応じて、過度の負担とならないよう工夫が必要である。例えば、自己点検評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、設置者（学校法人等）の評議員会等既存組織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組みの透明性確保に努めることが重要である。

(3) 学校関係者評価委員会等

○学校関係者評価は、卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・設置課程の分野の団体、中学校等、父母等・地域住民など、高等専修学校と密接に関係する学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制（以下「学校関係者評価委員会等」という。）を整備し行う必要がある。

○学校関係者評価委員会等は、各種資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己点検評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。

具体的には、次のような視点での評価を行い、学校における教育活動、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させることが期待される。

- ・自己点検評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己点検評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の重点目標や自己点検評価の評価項目等が適切かどうか
- ・教育活動、学修成果、学校運営等の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

(4) 学校関係者評価委員会の委員の選任

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校の学校関係者評価における評価者には、設置課程の関係業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善、学校運営等の改善についての評価を行うことが必要であり、設置課程に応じたステークホルダーとしての企業・関係施設や、経済団体・職能団体等の参画も求め、学校

関係者評価委員会の委員として、教育活動、学校運営等への積極的な発言を促していくことが必要である。

【学校関係者評価委員会に選任する委員の例示】

- ・学校が設置する課程の専門分野における業界・団体関係者（就職先企業、実習先の施設等、業界団体、育成人材の職能団体等）
- ・卒業生（同窓会関係者、卒業一定のキャリアを持った者）
- ・父母等
- ・地域住民（地域団体の役員等）
- ・中学校等の校長、進路指導担当者等接続する学校の関係者
- ・教育活動及び学校運営に知見を有する者（学校の組織運営マネジメント、財務等の専門家）

(5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

○学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、学校に対して示す。学校は、学校関係者評価の対象となった自己点検評価結果とともに、広く公表するとともに、学校はこれを自己点検評価の改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図るものとする。

○学校は、評価結果の公表に際しては、人物等が特定することができるような表現や生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

4 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

(1) 学校評価の公表

○各高等専修学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校のホームページや出版物への掲載し、父母等々を対象とした説明会において報告するなど、広く社会に向けて公表、周知することが必要である

○学校評価の結果を公表することは、各学校の現状、目標と成果、課題や改善方策について、関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段でもある。

このことから、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫す

る必要がある。

(2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校の支援・改善

○各高等専修学校は、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。設置者には、学校評価結果を踏まえ、円滑な学校運営が図られるよう中期事業計画等への位置づけなど、適切な支援を行うことが必要である。

○設置者（学校法人等）は、各高等専修学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各高等専修学校の自己点検評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。

○各高等専修学校において自己点検評価や学校関係者評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため設置者（学校法人等）は、適切に役割分担して、各高等専修学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修や、父母等など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る。

○また、学校の努力のみでは、父母等以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。設置者（学校法人等）において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会の組織や、評価者の候補者リストを作成するなどの工夫が望まれる。

○設置者（学校法人等）は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、生徒、父母等、地域住民、学校関係者評価委員会等からの意見聴取を行う。

○また、設置者（学校法人等）は、報告書に示された評価結果について、自らのこれまでの設置管理の取組に対する評価と受け止め、その改善を目指すことが重要である。

(3) 高等専修学校における第三者評価

【第三者評価の意義】

○学校の課題等を正確に把握するためには、自己点検評価及び学校関係者評価

による学校が設定する重点化された目標に対する評価のみでは十分とは言えない。そのためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学校運営等について幅広く全体を網羅した点検等を適宜行うことも意義のあることである。

○そのための手段として教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己点検評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う第三者評価を活用することなどが考えられる。

○高等専修学校においても第三者評価は、学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価とし、第1部専門学校の実施方法に準じた評価を行うことが望まれる。

○第三者評価は、自己点検評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示し、学校運営の改善による教育水準の向上させる機能として実施することになる。

【第三者評価の実施方法】

○第三者評価においては、高等専修学校の基本的要件として、学校教育法及び専修学校設置基準等関連法令等の適合性なども確認することになる。

○高等専修学校における第三者評価は、学校及び設置者（学校法人等）が必要であると判断した場合に実施するもので、教育活動及び学校運営等の質保証と向上を目的とした積極的な取組として実施するものである。

○高等専修学校の第三者評価については、第三者評価が努力義務化となった専門学校とは異なる取扱いが必要であるが、学校関係者評価との機能分担を明確化することも必要であることから、専門学校における第三者評価の実施体制、評価方法等に準じ実施されるものを第三者評価と位置付けることが適当である。

【第三者評価結果における改善提言等への対応】

○評価結果の評価対象校への報告は、第三者評価機関を評価対象校にあて、報告書を提出するなどして行う。その際、評価結果について、意見を申し立てる機会を提供することが必要である。

○評価対象校と第三者評価機関は、定期的な評価にとどまらず学校の継続的な

改善への取組みを支えるフォローアップのしくみを確保することも重要である。

○評価結果は、自己点検評価及び学校関係者評価と同様に設置者（学校法人等）へ報告を行い、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を受ける必要がある。

○設置者（学校法人等）は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。

○各学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、父母等や地域住民等が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壌をつくるためにも、評価結果について父母等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供をしていくことが望まれる。

○第三者評価結果の公表は、公表の範囲等受審した学校と評価機関が協議して評価実施前に取り決めることになる。第三者評価機関においては、通常、第三者評価結果は公表している。高等専修学校における第三者評価結果も同様に公表することが望ましい。

〔専修学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例〕

注) 職業実践専門課程、外国人キャリア形成プログラム認定校に適用

基準	項目	評価の指標
基準 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、学生、保護者等に説明し理解を促していること。
		②設定している目的及び目標に応じて、養成する人材像を明確にするとともに教育課程編成及び卒業認定の方針との関連性を明確にしていること。
基準 2 教育課程、教育の実施	1 教育課程の編成と授業科目	①教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。
		②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年 2 回以上開催していること。 【注】職業実践専門課程】
		③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が 300 時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられていること。
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注】職業実践専門課程】
	3 成績評価、単位・卒業認定	①授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っていること。
②あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学修成果を達成した学生に対して卒業の認定をしていること。		
基準 3 学生の受入れ 学生支援	1 学生の受入方針	①学校が定める理念、教育目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入方針を明確に示すとともに、入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。
	2 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	3 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
4 多様な学生に対	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会	

	する支援	<p>人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。</p> <p>②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。</p> <p>【注) 外国人留学生キャリア形成促進プログラム】</p>
	5 学生生活に関する支援	①留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
		②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
		③専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
	④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用していること。	
基準4 学修成果	1 学修成果目標の設定	①資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標を明確に設定していること
		②資格・免許の合格率・取得率や就職率(入学者就職率、卒業者就職率、求職者就職率、専門分野就職率等)について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っていること。
		③資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されていること。
	2 学修成果の把握	①学修成果の把握方法を教職員、学生に対して明確化して示していること。
②資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組んでいること。		
基準5 教育実施組織 ・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。
		③学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。
	3 教員の資質の向上	①教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。
		【注) 職業実践専門課程】
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。
		【注) 職業実践専門課程】
③教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。		
基準6 教育環境	1 教育環境の整備	①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。
基準7 教育活動の基盤と 改善・向上の取組	1 中期事業計画と 財務基盤	①当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
		②中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
		②職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制が明確であること。
	3 学校評価の実施 と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
	4 社会からの理解 と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について継続する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。		

昭和二十二年法律第二十六号
学校教育法

第四十二条小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する

昭和二十二年文部省令第十一号
学校教育法施行規則

第六十六条小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第十一章 専修学校

第百八十九条 第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校についてそれぞれ準用する。

『専修学校における学校評価ガイドライン』の構成比較表

現ガイドライン	変更点	提案改正ガイドライン
<p>1. 専修学校における学校評価</p> <p>(1) 背景・現状</p> <p>(2) 目的・定義等</p> <p><u>(3) 課題</u></p> <p>(4) 学校評価により期待される取組と効果</p> <p>2 専修学校における学校評価の実施・公表</p> <p>(1) 自己評価</p> <p><u>(2) 学校関係者評価</u></p> <p>(3) 第三者評価</p> <p>(4) 評価主体・体制等</p> <p>(5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善</p> <p><u>(6) 実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割</u></p> <p>(7) 学校評価を通じた教職員の資質向上</p> <p>(8) 分野、職域などの特性</p>	<p>①記述の追加、職業教育のマネジメントとの関連性言及</p> <p>②法令根拠の変更による専門課程と高等課程の記述の分離</p> <p>削除</p> <p>③課題記述はガイドラインへの記述から削除</p> <p>削除学校関係者評価記述</p> <p>④設置法人との関係性の記述追加</p> <p>⑤第三者評価は、必要な要件等記述を追加</p> <p>削除</p> <p>⑥国等の役割についてガイドラインへの記述は削除</p>	<p>はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価</p> <p>第1部 専門学校(専門課程)の学校評価</p> <p>1 学校評価の目的・定義</p> <p>(1) 専門学校における学校評価の目的 (2) 学校評価に関する関連法令の規定 (3) 学校評価の形態 (4) 学校評価の定義 (5) 学校評価により期待される取組と効果</p> <p>2 自己点検評価の実施</p> <p>(1) 自己点検評価の基本的な考え方 (2) 自己点検評価の項目・指標の設定 (3) 自己点検評価の周期(評価期間)と範囲 (4) 自己点検評価の実施体制 (5) 重点項目の設定 (6) 学校評価のスケジュールの作成 (7) 外部アンケート等の活用 (8) 継続的な情報・資料の収集・整理</p> <p>(9) 自己点検評価結果のまとめ (10) 評価結果と改善方策に基づく取組 (11) 学校関係者評価の実施</p> <p>3 学校評価結果の公表と設置者(学校法人等)による支援</p> <p>(1) 学校評価結果の公表 (2) 学校評価結果等の設置者(学校法人等)への報告と支援</p> <p>4 第三者評価の実施</p> <p>(1) 専門学校における第三者評価 (2) 第三者評価の目的 (3) 第三者評価の機能・役割 (4) 学校関係者評価と第三者評価の相違点 (5) 第三者評価の必要な項目等の要件 (6) 評価結果と改善方策に基づく継続的な取組</p> <p>5 機関別評価と分野別評価</p>
<p>3 積極的な情報提供・情報公開</p> <p>(1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開</p> <p>(2) 課題</p> <p>(3) 積極的な情報提供の必要性と期待される効果</p> <p>(4) 情報提供の在り方</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>(6) 情報提供等への取組に関するガイドライン</p>	<p>⑦情報提供ガイドラインの記述は削除</p> <p>・独立したガイドラインとして取り扱う</p>	<p>第2部 高等専修学校の学校評価</p> <p>1 学校評価の目的と定義</p> <p>(1) 高等専修学校における学校評価の目的 (2) 学校評価に関する関連法令の規定 (3) 学校評価の形態 (4) 学校評価の定義 (5) 学校評価により期待される取組みと効果</p> <p>2 自己点検評価の実施</p> <p>(1) 自己点検評価の基本定な考え方 (2) 自己点検評価の項目・指標の設定 (3) 自己点検評価の周期(評価期間) (4) 自己点検評価の実施体制 (5) 重点項目の設定 (6) 学校評価のスケジュールの作成 (7) 外部アンケート調査の等の活用 (8) 継続的な情報・資料の収集・整理 (9) 自己点検評価結果のまとめ (10) 評価結果と改善方策に基づく取組</p>
<p>【附属資料】</p> <p>1. 専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表(例)イメージ(専門学校)</p> <p>2. 高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例、項目別自己評価表(例)イメージ(高等専修学校)</p> <p>3. 「専修学校の質保証・向上の資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点(イメージ)</p> <p>4. 高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン</p> <p>5. 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン</p> <p>6. 設置要綱・審議の経過・協力者名簿</p>	<p>⑧【高等課程】学校関係者評価の記述の充実</p> <p>⑨附属資料の整理</p> <p>・自己評価表</p> <p>・連携の視点(イメージ)</p> <p>・情報提供ガイドライン</p> <p>上記削除</p> <p>⑩関係法令追加</p>	<p>3 学校関係者評価の実施</p> <p>(1) 学校関係者評価の機能・役割 (2) 学校関係者評価の進め方 (3) 学校関係者評価委員会等 (4) 学校関係者評価委員会の委員の選任 (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み</p> <p>4 学校評価結果の公表と設置者(学校法人等)による支援</p> <p>(1) 学校評価の公表 (2) 評価結果等に基づく設置者(学校法人等)による学校への支援・改善 (3) 高等専修学校における第三者評価</p> <p>第3部 附属資料</p> <p>【附属資料 1】 専修学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目、指標等の例</p> <p>【附属資料 2】 学校評価等に係る学校教育法等関係法令</p>

〔専門学校の評価項目・指標等の例〕 検討資料

○各専門学校において、評価項目・指標（視点等）の設定を検討する際の参考として、高等教育機関であり、また実践的な職業教育を行う専門学校の特色を踏まえ、学校教育法に定めに従い、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に係る評価項目を分類、整理した順に例示する。

○上記に関わらず、職業実践専門課程の認定校には、本ガイドラインで示す項目について、学校関係者評価を行うことが認定要件として定められていることから、学校関係者評価の前提とした自己点検評価において同様の項目で評価することが必要となる。

○なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取組むのではなく、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。自己点検評価は結果をまとめることのみでなく改善のサイクルを組織内で構築し、課題等に対する今後の改善方策に着目することが重要である。

評価項目	評価の指標（視点等）
1 教育理念・教育目的・教育目標	<p>【教育理念、目的、目標の設定】</p> <p>①当該専修学校及び学生の実態、保護者の要望を踏まえて、専門分野の特性を明確化した教育理念、目的、目標を定めていること。</p> <p>②設定している目的及び目標に応じて、養成する人材像を明確にするとともに教育課程編成及び卒業認定の方針との関連性を明確にしていること。</p> <p>【特色ある教育】</p> <p>①教育理念、目的、目標に沿って特色ある職業教育に取り組んでいること。</p> <p>【教育理念、目的、目標の周知及び理解促進】</p> <p>①教育理念、目的、目標について、学生、父母等に周知し、理解を促していること。</p>
2 教育課程・教育方法・学修成果	<p>【教育課程の編成と授業科目】</p> <p>①教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年 2 回以上開催していること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p style="text-align: right;">注）職業実践専門課程</p> <p>③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設していること。</p> <p style="text-align: right;">注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム</p> <p>④教育目標、目的等に応じ、関連がある業界団体、施設等との連携により、教育課程等の編成・見直し等が行われていること。</p> <p>【教育の実施】</p> <p>①教育課程の実施に必要な授業科目ごとに達成目標を明確化した指導計画などが適切に作成されていること。</p> <p>②授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられていること。</p> <p>③企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること</p> <p style="text-align: right;">注）職業実践専門課程</p> <p>④企業内実習、現場実習における実習施設等との協力体制の整備及び安全確保が図られていること。</p> <p>【成績評価、単位・卒業認定】</p> <p>①授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っていること。</p> <p>②あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学習成果を達成した学生に対して卒業の認定をしていること。</p>
3 学生の受入れ学生支援	<p>【学生の受入方針】</p> <p>①学校が定める理念、教育目的等を踏まえ、求める学生像、入学者の受入方針を明確に示すとともに、入学希望者・父母等、企業等に公表、周知していること。</p> <p>②海外からの留学生の受入れ・派遣については、基本的な方針、計画に基づきなされていること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>【学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理】</p> <p>①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。</p> <p>②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 注) 修学支援新制度機関要件</p> <p>③海外からの留学生の受入れにおいて、適正な手続きがなされていること。 注) 外国人留学生キャリア形成促進プログラム</p> <p>【自主的な学習の促進に対する支援】</p> <p>①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。</p> <p>【多様な学生に対する支援】</p> <p>①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。 注) 外国人留学生キャリア形成促進プログラム</p> <p>【学生生活に関する支援】</p> <p>①留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。</p> <p>②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。</p> <p>③専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。</p> <p>④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用していること。</p> <p>【課外活動の支援】</p> <p>①クラブ活動、ボランティア活動等課外活動を奨励、支援していること。</p> <p>【父母等との連携】</p> <p>①保護者会等との活動を推進していること。</p>
4 学修成果	<p>【教育目標等の達成度】</p> <p>①学生の学習成果が目標とするレベル（成績評価等を踏まえた成果）に達成していること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>【資格取得の支援・成果】</p> <p>①学科（課程）毎に取得する資格・免許及び取得率に関する目標を設定し、目標の達成度合い（成果）を確認していること。</p> <p>②資格・免許の取得に向けた指導体制を整備し、適切な方法により、在校生及び卒業生の資格取得を支援していること。</p> <p>【就職等進路の支援・成果】</p> <p>①学科（課程）毎に就職に関する目標を設定し、就職状況を把握していること。</p> <p>②就職・進路（進学を含む）に関する指導体制を整備し、企業等とも連携・協力し、在校生及び卒業生の就職等進路について支援していること。</p>
5 教育実施組織・教員	<p>【教員の配置、募集、採用】</p> <p>①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。</p> <p>②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。</p> <p>【教員の組織編制等】</p> <p>①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。</p> <p>②教員間で連携、協力体制を構築していること。</p> <p>③学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などに組織的に取り組んでいること。</p> <p>【教員の資質の向上】</p> <p>①教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。</p> <p style="text-align: right;">注) 職業実践専門課程</p> <p>②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。</p> <p style="text-align: right;">注) 職業実践専門課程</p> <p>③教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。</p>
6 教育環境	<p>【教育環境の整備】</p> <p>①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。</p> <p>②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。</p> <p>③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生の必要に応じ閲覧させていること。</p> <p>【施設・設備等の点検、改善等】</p> <p>①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に実施していること。</p> <p>②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。</p> <p>【学校における安全対策、防災組織】</p> <p>①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。</p> <p>②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。</p>
7 学校運営	<p>【学校運営】</p> <p>①専修学校設置基準及び関連法令に基づき適正な学校運営がなされていること。</p> <p>②学校運営の組織体制を整備し、必要な規程等を整備し適切な運営がなされていること。</p> <p>③当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。</p> <p>【職業教育のマネジメント体制】</p> <p>①職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制が明確であること。</p> <p>【設置法人との連携】</p> <p>①設置法人の中期事業計画等に当該専修学校の教育目標、目的を達成するための具体的な内容が適切に位置づけられていること。</p> <p>②中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。</p>
8 学校評価の実施と改善活動	<p>【外部意見の聴取、活用】</p> <p>①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。</p> <p>【学校評価】</p> <p>①学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。</p> <p>②学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。</p>
9 社会からの理解と情報の公表	<p>【積極的な情報提供】</p> <p>①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。</p> <p>【社会との関係強化】</p> <p>①教育目的・目標の達成状況や活動状況について継続する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。</p>
10 社会貢献・地域貢献	<p>【教育資源の開放】</p> <p>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っていること。</p> <p>【教育資源の活用】</p> <p>①地域住民に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施していること。</p>

〔高等専修学校の評価項目・指標等の例〕 検討資料

○後期中等教育機関としての実践的な職業教育・専門技術教育に加え、不登校・中途退学経験者など困難な課題のある生徒の自立支援等にも積極的に対応している高等専修学校の特色を踏まえ、教育活動、学校運営等に関する区分ごとの項目、指標等について例示する。

○各学校においては、「学校評価の進め方のイメージ例」のように、学校の教育目標・重点目標に向けた取組みについて必要な計画を示した上で、目標達成に必要な評価項目・指標等を設定して評価を行うものとする。

○なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取組むのではなく、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。自己点検評価は結果をまとめることのみでなく改善のサイクルを組織内で構築し、課題等に対する今後の改善方策に着目することが重要である。

評価項目	評価の指標（視点等）
1 教育理念・教育目的・教育目標	<p>【教育理念、目的、目標の設定】</p> <p>①当該専修学校及び生徒の実態、保護者の要望を踏まえて、専門分野の特性を明確化した教育理念、目的、目標を定めていること。</p> <p>【特色ある教育】</p> <p>①教育理念、目的、目標に沿って特色ある職業教育に取り組んでいること。</p> <p>【教育理念、目的、目標の周知及び理解促進】</p> <p>①教育理念、目的、目標について、生徒、父母等に周知し、理解を促していること。</p>
2 教育課程・教育方法・学修成果	<p>【教育課程の編成と授業科目】</p> <p>①教育課程編成・実施方針を定め、教職員間において共通理解のもとに教育目標、目的、修業年限に応じた教育課程を体系的に編成していること。</p> <p>②教育課程の実施に必要な授業科目ごとに達成目標を明確化した指導計画などが適切に作成されていること。</p> <p>③教育目標、目的等に応じ、関連がある業界団体、施設等との連携により、教育課程等の編成・見直し等が行われていること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>【学習指導】</p> <p>①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態及び教材・教具が用いられていること。</p> <p>②企業内実習、現場実習における実習施設等との協力体制の整備及び安全確保が図られていること。</p> <p>【成績評価、単位・卒業認定】</p> <p>①成績評価・単位認定、進級・卒業判定に関する基準が明確になっていること。また、当該基準が適正に運用されていること。</p> <p>【進路指導・キャリア教育】</p> <p>①進路指導（資格取得・就職・進学等）に関する組織体制が整備され、指導の効果及び見直し等が行われていること。</p> <p>②生徒の適切な勤労観・職業観の形成、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力、態度の育成のための指導に取り組んでいること。</p> <p>③学科（課程）毎に取得する資格・免許及び取得率に関する目標を設定し、目標の達成度合い（成果）を確認していること。</p> <p>④学科（課程）毎に就職に関する目標を設定し、就職状況を把握していること。</p>
3 生徒の受入れ・生徒支援	<p>【生徒の受入れ】</p> <p>①学校が定める理念、教育目標、目的、教育課程、指導方法、進路（進学、就職等）状況などについて、入学希望者・保護者・中学校等の接続する機関等に公表、周知していること。</p> <p>【生徒募集及び入学者の選抜、収容定員の管理】</p> <p>①入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。</p> <p>②生徒の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。</p> <p>【生徒指導】</p> <p>①生徒指導に関する組織体制が整備され、指導について検証し、改善に向けた見直し等が行われていること。</p> <p>②問題行動への対処や基本的な生活習慣の確立に取</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>組んでいること。</p> <p>③留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題（経済的問題含む）を抱える生徒に対し適切な対応を行っていること。</p> <p>【保健管理】</p> <p>①学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、生徒の心身の健康管理体制を整備し、運用していること。</p> <p>②保護者や地域における医療機関等と連携し、保健指導に取り組んでいること。</p> <p>【多様な生徒に対する支援】</p> <p>①スクールカウンセラーの配置、相談室の設置など、生徒・保護者からの相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。</p> <p>②特別支援教育など各学校及び生徒の状況に応じた合理的な対応、支援に取り組んでいること。</p> <p>【課外活動の支援】</p> <p>①クラブ活動等特別活動を奨励、支援していること。</p> <p>【父母等との連携】</p> <p>①保護者会等との活動を推進していること。</p>
4 教育環境	<p>【教育環境の整備】</p> <p>①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を完備していること。</p> <p>【施設・設備等の点検、改善等】</p> <p>①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に実施していること。</p> <p>②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。</p> <p>【学校における安全対策、防災組織】</p> <p>①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。</p> <p>②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。</p>
5 学校運営と教育活動の基盤	<p>【教育目的の実現に向けた中期事業計画】</p> <p>①中期事業計画に当該専修学校の目的及び目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
	<p>①中期事業計画に当該専修学校の目的及び目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。</p> <p>【運営組織】</p> <p>①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するとともに教育活動、学校運営に必要な適切な組織体制（教員組織を含む）を整備し、必要な人員を配置していること。</p> <p>②設置法人（学校）は学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。</p> <p>③組織運営に必要な規程等（組織に関する規程、職員の採用及び昇格、給与、人事考課等に関する規程等）を整備し、適正に運用していること。</p> <p>④教職員組織における業務分担、責任体制を規程等で定めていること。また、教職員間で連携、協力体制を構築していること。</p> <p>⑤学校組織と設置法人組織の権限と責任の明確化を図り、相互の意思疎通と連携を適切に行っていること。</p> <p>【教職員の資質向上への取組み】</p> <p>①教育活動及び学校運営に関わる教職員の資質、能力向上に向け、研修等に組織的に取り組んでいること。</p>
6 学校評価と教育情報の公表	<p>【学校評価の実施と結果の公表】</p> <p>①自己点検評価を実施し、結果を公表していること。</p> <p>②学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表していること。</p> <p>③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。</p> <p>【社会からの理解と情報の公表】</p> <p>①教育活動その他学校運営の状況に関する情報を積極的に公表していること。</p> <p>②情報の公表の手段として学校ホームページを活用するなど広く周知するための工夫を行い社会からの理解を得よう取り組んでいること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
7 社会貢献・地域貢献	<p>【教育資源の開放】</p> <p>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っていること。</p> <p>【教育資源の活用】</p> <p>①地域住民に対する公開講座の受託等を積極的に実施していること。</p>

評価項目	評価の指標（視点等）
7 社会貢献・地域貢献	<p>【教育資源の開放】</p> <p>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っていること。</p> <p>【教育資源の活用】</p> <p>①地域住民に対する公開講座の受託等を積極的に実施していること。</p>

令和3年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
職業実践専門課程等に関する支援体制づくりの推進

実践的職業教育における第三者評価機関等の確立
に向けた定義・要件等に関する提言

令和4年3月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

この提言は、特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構（以下「評価機構」という。）が受託した「文部科学省受託事業・職業実践専門課程等に関する支援体制づくりの推進」事業において、第三者評価機関等確立委員会の審議結果を取りまとめ当該事業の事業報告として公表するものである。

第三者評価機関等確立委員会

伊与浩暁	東京都生活文化局私学部私学行政課長
大久保力	東京経営者協会顧問 職業人教育学会会長
岡部雅人	公認会計士
上別府隆男	福山市立大学都市経営学部教授 (令和3年6月から)
川口昭彦	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与 (令和3年6月から)
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構フェロー (令和3年3月まで)
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長 (令和3年6月から)
清水尚道	一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会理事長
陣内大輔	一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構理事
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会事務局長 (令和3年3月まで)
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長
三木哲也	一般社団法人 日本技術者教育認定機構フェロー (令和3年6月から)
山中祥弘	公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会会長
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問

目 次

1	はじめに	1
(1)	専修学校における学校評価制度	1
①	専修学校設置基準の改正	
②	学校教育法の改正	
③	専修学校における学校評価ガイドラインの策定	
(2)	職業実践専門課程の創設	3
(3)	職業実践専門課程等における第三者評価の在り方等の調査研究	3
2	専修学校教育の質保証に関する現状と課題	6
(1)	専修学校における学校評価等の実施状況	6
(2)	職業実践専門課程の認定要件充足状況の確認	7
(3)	専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の再開	7
(4)	課題	8
①	ガイドライン改訂の必要性と調査研究成果等の活用	
②	職業実践専門課程の認定要件充足と質保証に係る公的支援の拡大	
3	専修学校における学校評価ガイドライン記述の検証	11
(1)	ガイドラインの記述検証の目的	11
(2)	ガイドラインの記述の検証経過	11
4	まとめ（提言）	13
	提言1 職業実践専門課程の質保証としての第三者評価推進	13
	提言2 専修学校における学校評価ガイドライン改訂	13
5	参考資料	
(1)	専修学校における学校評価ガイドライン（抜粋）	23
(2)	第三者評価の定義・要件に関する提案事項整理表	49

1 はじめに

(1) 専修学校における学校評価制度

①専修学校設置基準の改正

平成 14 年に専修学校設置基準が改正され、自己点検・評価の実施と公表が努力義務化したことにより専修学校の学校評価は制度化された。

自己評価については、「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」。そして評価結果の第三者による検証として「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定された。

また、実施方法は、規定の趣旨に即して適切な項目を設定するとともに適当な体制を整えるよう、省令改正の施行通知の留意事項として次のように示された。

＜専修学校設置基準の一部を改正する省令及び各種学校規程の一部を改正する省令の施行について(通知)平成 14 年 3 月 29 日 文部科学省生涯学習政策局長【抜粋】＞

○専修学校の課程や分野、地域等の状況に応じて、適切な方法により教育活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めること。

○専修学校の状況に応じて適切な校内体制を整えるなど、全教職員が参加して専修学校全体として自己評価を行い、教育活動等の改善を図ることが重要であること。

○自己評価を行う対象としては、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導等の教育活動をはじめ、施設設備、修了者の就職状況、生徒の資格取得状況、社会人の受け入れ状況、附帯教育事業の実施状況、留学生の受け入れ状況、大学や高等学校との連携状況、産学連携の実施状況などが考えられるが、それぞれの専修学校の状況に応じて、適切な項目を設定すること。

○自己評価の結果の公表方法については、例えば、広報誌の発行や説明会の開催、インターネットの利用など、専修学校へ進学を希望する者をはじめ、生徒、保護者、地域住民等が知ることができるような適切な方法を工夫すること。

○当該専修学校の職員以外の者による、自己評価の結果の検証については、例えば、有識者、高等学校等の学校関係者、企業関係者、生徒、保護者、地域住民等によって行うことが考えられること。

②学校教育法の改正

平成 19 年 6 月 20 日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、12 月 26 日に施行された。改正された学校教育法第 42 条に学校評価について規定され、自己評価と結果公表が、法令上で義務化された。

なお、学校教育法第 42 条の規定は、小学校に関する規定で、同法第 189 条により専修学校に準用されている。

学校教育法第 42 条の規定を受け、学校教育法施行規則を平成 19 年 10 月 30 日付けで、改正し、自己評価の実施・公表（第 66 条）の義務、保護者など学校関係者による評価の実施・公表（第 67 条）の努力義務、評価結果の設置者への報告（第 68 条）の義務が新たに規定された。

評価の実施方法は、法令の改正に基づく施行通知において留意事項として示され、専修学校等については、「同通知における留意事項を参考にしつつ、各専修学校等の実情に応じた形で、遅くとも平成 20 年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められた。

③専修学校における学校評価ガイドラインの策定

平成 24 年 3 月、専修学校における学校評価の実施状況について、文部科学省の委託調査が行われた。調査結果によると、自己評価の実施率 62.2%、結果の公表率は 17.1%、学校関係者評価の実施率 15.6%、結果の公表率は 5.6%という不十分な結果であった。

また、調査結果から、専修学校教育の特徴を活かした学校運営や教育活動等の質の保証・向上を図るためには、学校評価を促進させる必要があり、そのためには、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定が求められていることも明らかになった。

平成 24 年 4 月、文部科学省は、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校評価に関する現状、課題及び今後の方向性等について審議を重ね、平成 25 年 3 月、「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定、公表した。

ガイドラインにおいて、評価基準の設定例、評価結果の書式、年間スケジュールなど具体的な実施方法等が明確に示されたことにより、全ての専修学校はガイドラインに基づいて、学校評価に積極的に取り組むことが求められ、専修学校における学校評価の一層の定着化と実質化が期待された。

ガイドラインの策定・公表によって、学校評価への取組は、評価基準、学内における実施体制など、実施方法における共通理解が進み、一定の標準化が図られていると考えられる。

(2) 職業実践専門課程の創設

職業実践専門課程は、「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組づくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として「職業実践専門課程の創設（報告）」（平成25年7月12日専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議）において示された当面の方向性を受けて制度化された。

同報告書では、職業実践専門課程の認定要件の取組みを通じて、「課題や成果などを十分に検証するとともに、新たな枠組みのイメージに対する社会的な認知・共有を進めていくことが必要」とされた。

令和3年3月25日付で1,070校（全専門学校数2,779校に占める割合38.5%）、3,149学科（修業年限2年以上に占める割合42.3%）が認定されている。

(3) 職業実践専門課程における第三者評価の在り方等の調査研究

文部科学省においては、職業実践専門課程の認定学科に関して、取組状況の実態を調査し、認定要件が質の保証・向上に効果的に機能しているか検証するとともに、平成26年度から令和元年度まで職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業として、分野ごとの特性を踏まえた第三者評価の仕組みについて継続的に調査研究が行われた。

① 調査研究に取組んだ分野等と文部科学省から示された方向性

参画した分野は、ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復、調理師、動物系、観光の11分野である。調査研究実施に向けて、文部科学省から下記のような方向性が示された。各分野は、この方向性に基づき、それぞれの分野の特徴を踏まえた第三者評価の仕組みの調査研究として、具体的に評価基準の策定、実施体制の構築、モデル評価などに取組んだ。

評価機構では、柔道整復師、鍼灸師等の各養成分野の関係団体とともにそれぞれの第三者評価基準の策定やモデル評価の実施に取組んだ。

また、参画する分野においてコンソーシアムを組織し、調査研究の連絡調整会議を主催するとともに、合同研修会や第三者評価フォーラムを開催した。

さらに当該事業のまとめとして、分野横断的な第三者評価の基準等のしくみを策定、複数の分野におけるモデル評価を経て、「第三者評価マニュアル」を作成した。

【文部科学省から示された方向性】

○職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室：平成27年第1回連絡調整会議資料【抜粋】）

【自己目標の設定】

○職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、各コンソーシアムの枠組みを生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的な取組みとすることが求められる。

○第三者評価の実施に際しては、認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。

○目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で個別の分野に即した具体的な指標を設定する。（指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価）

○設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連づけることが期待される。さらには、分野間で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野にする。

【第三者評価の実施】

○職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか、目的・目標の適切性に関する評価も含めて、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

○評価の手法として評価委員の構成は5名程度（有識者/専門学校関係者/業界関係者等）とする。

○評価の観点として

- ・設置基準等の適合性の認定 ・職業実践専門課程認定要件の適合性の認定
- ・目的・目標に設定する学修成果等が達成できているかを評価する。
- ・学校の機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価する。

○目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うように努めるものとする。

○機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者評価による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

②調査研究成果の活用と第三者評価の推進

この調査研究を契機として、柔道整復師養成分野における分野別評価機関の設立や自動車整備士養成分野等で評価システムの構築がなされた。

しかしながら、職業実践専門課程における第三者評価の実用化、制度化の検討に不可欠である第三者評価の定義、評価機関の要件についての具体的な議論展開などに至っておらず、調査研究成果は十分に活用されていない。

職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業推移

	事業内容	備考
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・実施体制の構築 ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復以上8分野 	8分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の作成 ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復、調理師、動物系、観光以上11分野 	11分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の実証 ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復、調理師、動物系、観光以上11分野 ・分野横断的な第三者評価の仕組み作成 	11分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催 専修学校教育の振興あり方検討会報告（H29.3）
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の実証 情報IT、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備以上5分野 ・分野横断的な第三者評価の仕組みの検証 ・「第三者評価マニュアル」作成 	5分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催 専門職大学等の制度化（H29.5） 職業実践専門課程認定要件充足調査開始
30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野別学修成果可視化と国際分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上 ・学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究 ・職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究 	専門職大学等の認可 高等教育段階における無償か制度の検討開始 3分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 ・分野別学修成果可視化と国際的分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上 ・職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究 ・学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究 ・職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義 	高等教育学修支援新制度創設
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 ・学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有用性の検証 ・職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組 ・実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言 ・職業実践専門課程版ポートレートの構築 	事業名Ⅲ(i)社会的評価の一層の向上のための共通的基盤整備の推進

2 実践的職業教育の質保証に関する現状と課題

(1) 専修学校における学校評価等の実施状況

○文部科学省が実施している「私立高等学校等実態調査」の平成25年5月1日現在と令和2年5月1日現在の結果を比較すると下記のとおりで、自己評価、学校関係者評価の実施と公表が職業実践専門課程の認定制度（2年以上の専門課程のうち42.3%が認定を受けている。）、高等教育における修学支援新制度（専門学校うち73.3%が対象機関となっている。）の要件となっていることもあり、自己評価と学校関係者評価の実施率は伸びている。

○自己評価の実施と公表は法的義務であることから、実施率を100%に目標を掲げ、一層取組みを強化すべきである。

○第三者評価の実施は、自己評価及び学校関係者評価と比較すると顕著な伸びはない。また、専修学校における第三者評価の定義が明確になっていないため、調査への回答も一定ではないことが以前から指摘されている。

①自己評価

《実施》
66.7%→90.3%

《公表》
22.2%→79.3%

②学校関係者評価

《実施》
24.9%→73.9%

《公表》
8.1%→67.9%

③第三者評価

《実施》
4.8%→7.9%

《公表》
2.0%→7.4%

④情報公開

《実施》
19.7%→85.6%

(2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の確認

○平成 29 年 6 月 15 日開催の第 17 回専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において、「これからの専修学校教育の振興のあり方(報告)」を踏まえて、職業実践専門課程の情報公開を充実する一環として、認定後の情報公開様式である別紙様式 4 (以下「様式 4」という。)が改訂された。

○また、認定学科のフォローアップ強化の方向性も打ち出され、職業実践専門課程の認定要件充足の確認 (以下「フォローアップ」という。)事業として開始された。

○初年度のフォローアップは、所轄庁経由で様式 4 を提出させ、文部科学省が確認を行い、平成 29 年度からフォローアップは、実態調査の委託事業で実施されている。

○現在のフォローアップは、学校が認定要件の充足状況を自己チェックし、記入する方式で、様式 4、学則をエビデンスとして提出させ審査を行っている。

ところが、実施されているフォローアップは、期待している認定課程の要件確認という機能より、認定要件の充足状況の実態調査という性格が強くなっているのが現状である。

○一方、職業実践専門課程の認定数は、2 年制以上の課程に占める割合が 42.3%で伸び率が鈍化してきている。

(3) 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の再開

○令和 3 年 2 月 18 日、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議 (以下「協力者会議」という。)が 2 年 10 月ぶりに開催された。会議再開の背景を文部科学省は以下の 5 項目に整理している。

① 18 歳人口の減少に伴う高等教育機関の進学者数の減少 (2040 年には 2017 年の約 8 割の規模と推計) や産業構造の変化、新型コロナウイルス感染症の影響など我が国の社会・経済環境が大きく変化する中、地域社会を支える専門職業人を養成する専修学校の役割はこれまで以上に重要となる。

② こうした多様な教育を提供する専修学校教育においては、企業等と連携した職業教育の枠組みである「職業実践専門課程」を活用し、学修成果に着目し、透明性を確保した一層の教育の質向上を進めていくことが重要である。

③ 職業実践専門課程については全専門学校 の 4 割を占めており、同課程認定校に対する助成を行っている都道府県は、令和 3 年度で、19 を数えるが、制度創設から 7 年が経過する中、認定を受ける学校と受けない学校への二極

化や認定取得後の取組の減速など、制度の点検や認定課程の質向上にかかる改善方策を検討していく必要がある。

④また、令和2年度から実施されている高等教育の修学支援新制度の確認校となった専門学校では、大学等と同様に、厳格かつ適正な成績管理の実施・公表など学修成果の可視化が求められており、専門学校教育の質確保が一層強く求められている。

⑤さらに、ポストコロナ期の新しい日常に対応するために、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の促進など社会全体のデジタル化が不可欠であり、専門学校においても分野によらず、こうした社会変化への対応は急務である。

○想定される論点として、企業等との連携による組織的な教育体制など、大臣認定制度である「職業実践専門課程」の枠組みを通じ、教育の体系化・可視化や職業教育のマネジメントによる自己改善を促す方策の検討が必要である。

○社会構造の変化を踏まえ、デジタル人材をはじめとする実践的な専門職業人を養成する専修学校の今後の役割等を踏まえた検討が必要である。

○文部科学省が公表した資料によると、今後、職業実践専門課程の課題を整理し、充実に向けた方向性の提示、フォローアップ方法の見直しに加え、ガイドラインの改訂も視野に入れた審議を予定している。

（４）課題

①ガイドライン改訂の必要性と調査研究成果等の活用

○専修学校の学校評価は、具体的には、ガイドラインに沿って各学校において取組まれている。ガイドラインでは、自己評価、学校関係者評価に関する実施方法等は、比較的詳しく示されている。

○しかし、第三者評価については、小中学校における学校評価ガイドラインの記述を参考にしていると推察され、必ずしも専修学校教育にふさわしい内容となっていない。

○第三者評価に関する記述は、結論として今後の検討課題とされ、専修学校における第三者評価の定義、目的、機能、第三者評価組織（機関）の要件など必要な事項が記述されていない。

○専修学校における第三者評価は、法令等に規定はないものの、平成29年3月公表の「これからの専修学校教育の振興のあり方（報告）」（以下「あり方報告」という。）において、積極的な質保証・向上の取組として、「第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとする」とともに、学修成

果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。」とされている。

○職業実践専門課程の様式4、修学支援新制度の機関要件確認申請様式にはいずれも、第三者評価受審の有無欄があるが、記載に対する第三者評価の定義等が明確になっておらず、こうした記述についても疑義が生じている。

○一方、自己評価及び学校関係者評価の実施・公表は、職業実践専門課程の認定要件化や高等教育の修学支援新制度の機関要件化が実施率向上の後押しとなっている。しかしながら、各学校において、学校関係者評価を行う学校関係者評価委員会の主体的な取組みの困難さ、関連企業等との連携などの在り方について様々な課題があげられているのが現状である。

こうしたことから、職業実践専門課程を見据えた自己評価、学校関係者評価の定義等についてもこれまでの実施状況も踏まえた見直しが必要である。

○さらに、積極的な質保証の推進の視点で見れば、ガイドラインにおいて第三者評価の定義等を明確化することを通じて、専門学校及び企業等関係者間において質保証への共通認識を醸成することが重要である。

○ガイドラインは、策定から9年を経過し、この間における専修学校等をめぐる状況変化も踏まえれば、見直しの時期にきているといえる。

○ガイドラインの改訂の検討では、先に記述した第三者評価の在り方の調査研究の成果を活用するべきである。

○調査研究では、第三者評価における基準適合性の検証ばかりでなく、専門職業人材の育成プログラムの評価及び教育活動を持続的に改善する仕組みとして、分野別評価の導入に取り組んでいる。

○この取組みは、受審校の負担軽減を図る観点から、一般的には重複感が強い機関別評価と分野別評価をどのように整理統合すべきかなど、今後の実践的な職業教育における第三者評価の在り方を示唆する重要な取組みの端緒となったといえる。

○さらに、実践的職業教育の評価、特に分野別評価の検討を進めるためには、職業あるいは職能の単位をどのように捉えるかが重要である。

既に、評価単位となるべき分野分類の明確化、体系化の確立を課題として各方面で調査研究が行われている。

特に、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会で行われている職業分類に関する調査研究の動向も注視しながら検討を進めるべきである。

②職業実践専門課程の認定要件の充足と質保証に係る公的支援の拡大

○今後のフォローアップは、協力者会議においての審議を踏まえた検討を経て、実施方法が決定されていくことになる。認定要件の継続性の保証としてフォローアップの実施結果は、それぞれの学校と認定機関である文部科学省に説明責任があり、認定要件継続・充実について、結果を公表することでの透明性の確保がポイントになる。

○いずれにしても実践的な職業教育の第三者評価における認定要件の確認は重要であり、フォローアップとの関連性、取扱いは、検討課題である。

○また、フォローアップを通じて認定要件の基準の明確化の必要性が課題となっている。特に、企業等関係団体と連携した実習等、教員研修の実施では、質的、量的な基準はなく、実習等の定義、連携方法の基準も明確でなく学校ごとの判断で行われているのが現状である。

このことは、職業実践専門課程の認定要件の水準が分かりにくく、制度の認知度にも影響している可能性があるといえる。

○令和 3 年度における職業実践専門課程認定校へ都道府県補助は、地域人材の育成の貢献に対する支援として、19 都府県で実施されている。

○令和 4 年度から都道府県補助に対して特別交付税措置を講じることとされている。認定校では、教育の充実に取り組むことに加え教育活動、学校運営の適正化、学校評価などを通じた質保証を図ることが一層求められる。

○学校評価の経費に対する直接的な助成は、東京都で平成 19 年度から自己評価及び第三者評価の助成を行ってきた。

○令和 3 年度から、大阪府においても専門課程を対象の「質保証・向上補助金」のメニューとして第三者評価の実施・公表、修学支援に係る体制整備が追加されている。質保証の具体的な活動である、学校評価に対する直接支援の広がりも求められる。

○加えて、実践的な職業教育における共通項としての第三者評価システムの開発等への継続した支援も必要である。

実践的な職業教育の質保証の一環を担う仕組みとして、第三者評価の定義等の明確化とともに、専門学校が学校評価に第三者評価をしっかりと位置づけることが必要である。

そのためには、専門学校を対象とする第三者評価組織等による学校評価に関する共同研究などを行う連絡協議機関の組織化など、継続的な取り組みを進めることが重要であり、これらの取組に対する公的支援が必要であると考えられる。

3 専修学校における学校評価ガイドラインの記述の検証

(1) ガイドラインの記述検証の目的

○専修学校の学校評価における第三者評価の定義、評価機関の要件等を明確化したガイドラインとするため、現在のガイドラインの第三者評価に関する記述を検証する。

○職業実践専門課程を見据えた自己評価、学校関係者評価の定義等についてもこれまでの実施状況も踏まえた見直しが必要であることから、自己評価、学校関係者評価に関する記述についても検証する。

○これらの検証は、既に策定後 9 年経過しているガイドラインの改訂を行うことを目的とする。

(2) ガイドラインの記述の検証経過

【第三者評価の定義、機能、役割の検討】

○自己評価、学校関係者評価との関係性を整理した。具体的には、「小中学校におけるガイドライン」(平成 28 年度改訂・文部科学省) 大学等における認証評価制度との比較において検証を行った。

○その際、「大学改革支援・学位授与機構：高等教育に関する質保証関係用語集」における定義、認証評価機関が規定する評価基準を参考とした。

○「第三者評価は、学校における内部質保証を前提としたものにする。」にある専修学校における内部質保証とは何か、その定義、範囲等の明確化についての検討が必要であることを確認した。

○職業実践専門課程においては、報告において、中長期的な課題として挙げられた、「職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組みとして、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。」にある確認の手段としての第三者評価について、現在のフォローアップの実施状況を踏まえた検討を行った。

○専修学校の学校評価制度の現状から、フォローアップのために直ちに第三者評価制度を導入することは、現実的な対応とはいえない。協力者会議の審議動向を注視しつつ関連性は今後の検討課題とした。

【第三者評価機関の機能、役割、要件の検討】

○第三者評価機関としての要件については、以下のような大学等における認証評価機関の認証基準および細目等を参考として、専修学校において必要な要件等についての検討を行った。

- ①第三者評価を適確に行うことができる評価基準、評価方法を整備していること。
- ②第三者評価を公正で、適確に行うことができる評価実施体制を整備していること。
- ③評価結果に対する異議申し立て、公表、フォローアップの体制を整備していること。
- ④評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（団体）など組織体制が整備され、実際に運用していること。また、事業運営等に関する情報公開など組織の透明性を確保していること。
- ⑤その他専修学校の第三者評価として必要な要件を具備していること。

【その他】

○第三者評価についての検討のほか、自己評価、学校関係者評価についても、あらためて現状等の議論を踏まえた検討を行った。

○自己評価については、実施する目的、実施方法を自らが主体的に決定することを明確にする必要がある。

○あり方報告にある学修成果を意識することを明確にすることが重要であることから、自己評価から明記する必要がある。

○学校関係者評価は、委員構成、機能役割を見直す必要がある。現状の委員会運営を見れば、過度の期待は排除するべきである

4 まとめ（提言）

専修学校における学校評価ガイドラインの記述について、特に「専修学校における第三者評価」の定義及び第三者評価機関の要件について、実践的な職業教育の質保証について、多くの視点から検討を行ってきた。

将来的には、教育の質保証・向上への積極的な取組みとして専修学校全体においても第三者評価のしくみの確立を目指すべきであるが、まずは、(1) 職業実践専門課程における第三者評価を推進すること、(2) 専修学校における学校評価の手引きである専修学校における学校評価ガイドラインの改訂が必要であるとの結論に至った。

令和3年2月18日から開催されている「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」における審議の展開を中心に、今後、多くの専修学校関係者において専修学校教育の質保証・向上についての議論を広げることが重要である。

提言1 職業実践専門課程の質保証としての第三者評価推進

○第三者評価の必要性、目的は、専修学校教育の振興にある。しかしながら、専修学校制度の目的は職業教育ばかりでなく、実際生活に必要な能力、教養の向上を図ることなど、教育内容が多様である。反面、曖昧性が否めない。その中であえて、専修学校制度の中において何を先行して第三者評価の対象とするか明確にする必要がある。

○「職業実践専門課程」は、職業教育の高度化への確に対応し、教育の質の向上を通じた取組を推進させるための制度として創設されている。「職業実践専門課程」は、関連企業等との連携において、教育活動を進めることを認定要件とし、学修成果が可視化しやすく、共通した基準により質を問うことができる。このことは、国際的なフレームワークにもつなげることができる可能性があることから、国際性の確保という観点においても第三者評価の実施は不可欠となる。

○専修学校における第三者評価は、専修学校設置基準に加え、「職業実践専門課程」の認定要件を充足している学校の質保証の一環として位置づけ、先行して実施すべきである。

提言2 専修学校における学校評価ガイドラインの改訂

ガイドラインの第三者評価の記述は、第三者評価の目的、第三者評価の現状と必要性、第三者評価に期待される機能、専修学校における第三者評価の

取扱い、第三者評価の仕組みの検討と今後の方向性という構成で記述されている。ガイドライン策定後の状況の変化を踏まえた記述の修正が必要である。

また、第三者評価の定義を検証する過程において、自己評価及び学校関係者評価についても不可分の関係性であり、内容について検証を踏まえ記述の修正が必要である。

1 ガイドラインの記述における第三者評価等の定義の見直し

①【自己評価の定義】

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価項目、基準を設定し、教育活動、学修成果、学校運営等の状況について行う評価

《現行》各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

【見直しの理由等】

○学校が主体的に取り組むことを明確にするため、「目的」及び「自ら評価項目、基準を設定し」を追加する。

○自己評価の対象は、教育活動に限定したものではなく、学校全体の状況について行われるものであることから「学校運営等の状況」を追加する。

○また、学校評価において、学びの質保証の観点から、教育活動の結果としての成果の検証、改善を重視するため、「学修成果」を追加する（以下同じ）。

②【学校関係者評価の定義】

生徒・卒業生、関係業界・団体、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民等の学校関係者から学校自らが選任した委員により構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

《現行》生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

【見直しの理由等】

○学校関係者評価の評価者として関連業界に加えて、職種団体等の団体も想定されることから「団体」を追加する。また、所轄庁が学校関係者評価の評価者になることは実際には想定できないことから「所轄庁」は削除する。

○また、小・中学校の表現と同様に、「有機的・一体的に位置付けるべきもの」を追加する。

③【学校関係者評価委員会の定義】

学校関係者評価委員会等は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- ・教育活動、学修成果、学校運営等の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

などの評価を行い、学校における教育活動、学修成果、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させることが期待される。

《現行》学校関係者評価委員会等は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- ・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

などを評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、例えば、運営改善のための専門的助言を行うことが期待される。

【見直しの理由等】

○学校関係者評価の機能・役割を明確にするため、自己評価結果を踏まえ改善・向上に向けた取組みの促進を重点に「専門的助言」を削除する。

○同じく学校関係者評価の実態から、「学校運営」を「教育活動、学校運営等」に、「などを評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、例えば、運営改善のための専門的助言を行う」から「などの評価を行い、学校における教育活動、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させる」に修正する。

○学校評価を学修の質の保証の観点から教育活動の結果として成果についての検証を重視するため、学修成果を追加する（以下、同様。）。

④【第三者評価の定義】

学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価

《現行》学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心に、当該学校から独立した第三者による評価により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価。

【見直しの理由等】

○第三者評価の対象と第三評価の実施者等という表現から、第三者評価の定義として全体があいまいなものになっているため当該部分を削除する。

○第三者評価は、評価対象である学校とは別の組織（機関）が行うことを明確にする。第三者評価の評価基準等、評価者は第三者組織（機関）が決定したものによって行うことを明確にする。第三者評価組織（機関）が定めた評価項目・基準によって受審校が行った自己評価結果を評価することになる。

○このため、第三者評価組織（機関）に関する要件を示す必要がある。

⑤【第三者評価の目的記述】

○第三者評価の目的は、第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、第三者組織が選任する評価者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表することを通じて、質を保証すること。

また、第三者評価結果において改善事項、是正事項を示すことにより、当該専修学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進すること。

○さらに、第三者評価結果を第三者評価組織及び当該専修学校から公表することを通して、専修学校における実践的な職業教育等の特長を提示し、学校

が社会に対して説明責任を果たすこと。

《現行》第三者評価は、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から、学校とその設置者が実施者となり、当該学校から独立した学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価主体により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的とする。

【見直しの理由等】

○第三者評価の目的を教育の質保証・向上の観点からとらえ、教育活動、学修成果、学校運営等の質の保証、学校の改善・向上への取組みの促進、社会に対しての説明責任を果たすことと明確に記述する。

⑥【第三者評価に期待する機能の記述】

○このような第三者評価を専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、第三者評価結果において、改善事項、是正事項を示すこと、学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させ、評価結果の公表を通じて、社会の理解と支持を得ること、さらに、職業教育のステークホルダーとの協同関係の向上に資することが期待されている。

《現行》このような第三者評価を専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実など更なる学校の活性化が図られることが期待される。

【見直しの理由等】

職業実践専門課程を設置する専修学校においては、「職業教育に関わるステークホルダーとの協同関係の構築が不可欠である」ことから、その向上に学校評価が貢献することが期待されている。そのため、第三者評価に期待する機能として記述がある「専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実をなど更なる学校の活性化が図られる」については、「第三者評価結果にお

いて、改善事項、是正事項を示すことにより、学校における教育活動、学修成果、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させ、評価結果の公表を通じて、社会の理解と支持を得ることにより、職業教育のステークホルダーとの協同関係の向上に貢献する」という表現が適当である。

⑦【専修学校の第三者評価に関する現状と今後の方向性の記述】

○専修学校における第三者評価への取組については、法令での規定はなく、制度的な整備がなされていない中でも、関係業界、専修学校団体・関係団体等との連携・協力により、専修学校を対象とした第三者評価を行う民間機関を活用するなどして、各学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられている。

○また、平成 26 年度以来、複数の分野の関係団体による文部科学省委託事業への取組を通じて、評価項目・指標の設定など具体的な評価の在り方について、様々な観点から、調査研究が進められ、モデル評価の実施を踏まえた評価システムが構築されている。

○専門職大学院や専門職大学等の認証評価においては、機関別評価の他に分野別評価を行うことが定められている。分野別評価の導入は、職業教育の質保証の観点から必要であり、リハビリテーション分野や柔道整復師分野においては、評価機関が設立されている。職業教育の分野分類の整備等の課題も含め、制度的な導入については、継続的に取り組む必要がある。

○このような状況も踏まえ、客観性、公平性、透明性を担保した第三者評価の取組を促進していくことが必要である。

今後も、関連業界・団体等は、専修学校関係団体等各分野における自主的・自立的な第三評価の仕組みの構築と実用化に向けた取組に対しての支援の拡充を進めていかなければならない。

さらに、国及び都道府県に対しては、第三者評価の制度化について性急な議論を進めることを要請する。

《現行》（現状と必要性）

○専修学校における第三者評価への取組については、制度的な整備がなされていない中でも、実践的な職業教育を目的とする専修学校の特性を踏まえ、関係業界、専修学校団体・関係団体等との連携により分野ごとに当該学校と直接関係をもたない専門家や学校運営に係る外部の専門家による独立性の高い評価活動を促していくことが必要である。

(専修学校における法令上の第三者評価の取扱い)

○なお、大学等における第三者評価については、国の認証を受けた評価機関が大学等の評価を行う認証評価の仕組みが構築されているが、こうした制度は、小学校等の評価制度を準用している専修学校には導入されていない。

(第三者評価の仕組みの検討と今後の方向性)

○実践的な職業教育を行う専修学校としての特色が生かせるような第三者評価の在り方について、各分野における自主的・自立的な第三評価の仕組みの構築も含め、更に検討するとともに、先導的な取組を推進する必要がある。

○第三者評価の評価項目・指標の設定など具体的な評価の在り方については、後述の評価体制等も含め、自己評価・学校関係者評価や、既に実施されている先進的な第三者評価の取組等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。

【見直しの理由等】

○専修学校の第三者評価の状況、ガイドライン策定時以降の第三者評価に関する検討状況等の変化について記述を追加する。

○今後も推進する方向性として制度所管である文部科学省、所轄庁である都道府県、評価実施、結果活用における関連業界・団体等との連携、支援が不可欠であることを明確にする。

⑧【学校関係者評価と第三者評価について書き加えるべき内容】

○学校関係者評価は、外部の評価者が行う評価であるが、自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することが基本であり、あくまでも、自己評価を補完する機能と役割を担うものである。高等教育に関する質保証関係用語集では、評価者及び評価項目が学校により選定されるものは、「外部評価」とされている。学校関係者評価は、大学評価で行われている外部評価にあたるものである。

○一方、第三者評価は、第三者組織が選定した評価者及び評価項目等によって行われるもので、学校関係者評価と第三者評価は、客観性、公平性、透明性の観点から区別されるものである。

【書き加える理由等】

○学校関係者評価と第三者評価は、外部の評価者による評価であるが実施体制等から明確に区別をするべきである。両評価の相違点について共通理解とすべき事項である。

2 ガイドラインの記述における第三者評価機関の要件等の追加

○第三者評価が専修学校教育、とりわけ、実践的な職業教育を行う職業実践専門課程の認定課程設置校にとっての質保証・向上に必要であるとの方向性に立てば、第三者評価の目的や期待される機能が十分に果たせるよう、第三者評価組織、実施体制等について、一定の定義要件についての共通理解が必要である。

《現行》

(第三者評価の位置づけと第三者評価体制の現状)

○専修学校における第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務が課されていない。また、専修学校の分野特性や課程等を踏まえた専門的・客観的な第三者評価体制の整備は全国的には十分進んでいない。

(第三者評価の実施体制の整備についての検討の必要性)

○このような状況の中で、実践的な職業教育を行う専修学校の専門的な評価を行う第三者評価の実施体制としては、専修学校の特色や実情等を踏まえた実施体制が整備されることが望まれる。

○第三者評価の具体的な実施体制については、実施方法等も含め、自己評価等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。

(1) 評価組織（機関）の要件

- ・組織の行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること。
- ・第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等について第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること。
- ・評価結果について対象専修学校からの意見の申立ての機会を付与していること。

(2) 評価項目、基準、評価方法の要件

- ・評価項目は、専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目例に準拠していること。また、評価項目等は公表されていること。
- ・評価基準は、学校教育法及び学校教育法施行規則、専修学校設置基準、職業実践専門課程等にそれぞれ適合していること。
- ・専修学校における特色ある教育の進展に資する評価項目等を追加することができること。
- ・自己評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング訪問調査の実施など学校運営、学修成果、教育活動等の実態に即した評価方法により評価が実施されていること。

(3) 評価の実施体制

- ・第三者評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な複数の評価者により構成された評価部会等の評価実施体制が整備されていること。
- ・第三者評価結果を対象の学校に通知するとともに、第三者評価組織(機関)のホームページ等で公表していること。

(4) 評価者

- ・専修学校の教育活動等に関し識見を有するものを評価者としていること。
- ・対象専修学校が設置する課程に係る分野に関する関連業界、団体等の関係者、又は、実務の経験を有するものを評価者としていること。
- ・第三者評価の評価者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

令和7年3月発行（禁無断掲載）

令和6年度文部科学省受託事業【事業成果報告書別冊】
専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評
価ガイドライン」の改正等に関する提言

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

〒164-0003 東京都中野区東中野 4-19-8 フォーカルビル2 3階

電話 03-5497-8535 FAX 03-5497-8536

E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>